

参 考 资 料 编

目 次

－参考資料編－

1. 明日香村防災会議条例	1
2. 明日香村災害対策本部条例	2
3. 明日香村消防団の設置等に関する条例	3
4. 明日香村消防団規則	4
5. 明日香村消防防災施設の設置及び管理に関する条例	7
6. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例	8
7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	11
8. 明日香村防災行政無線運用規程	33
9. 明日香村自主防災組織等整備事業補助金交付要綱	35
10. ヘリコプター要請関連資料	41
11. 自主防災組織一覧	52
12. 消防関連資料	54
13. 重要水防区域・要水防区域	63
14. 水防用資材整備状況	64
15. 土石流危険溪流、土石流危険溪流に準ずる溪流	65
16. 地すべり危険箇所	68
17. 急傾斜地崩壊危険箇所	69
18. 山腹崩壊危険地区	75
19. 崩壊土砂流出危険地区	76
20. 防災重点ため池一覧	76
21. 村内危険物施設一覧	78
22. 村内の指定文化財一覧	79
23. 動員状況報告書	82
24. 参集途上における被害状況報告書	83
25. 被害状況報告様式	84
26. 災害概況即報	87
27. 被害状況即報	88
28. 災害年報	90
29. 自衛隊の派遣要請申請書様式	92
30. 自衛隊の撤収要請申請書	93
31. 緊急通行車両等確認申出書	94
32. 緊急通行車両等事前届出書（届出済証）	95
33. 規制除外車両確認証明書	96
34. 規制除外車両確認申出書	97
35. 規制除外車両事前届出書（届出済証）	98
36. 義援金品受付状況報告	99
37. 被災台帳	100
38. 被災証明書	101
39. 災害救助法関連資料	103
40. 激甚災害防疫経費所要額調	142
41. 避難収容者名簿	145

42. 避難計画関連位置図	146
43. 防災関係機関連絡先一覧	150
44. 供給物資等の連絡先	155
45. 各種協定	156
46. 災害協定建設工事業者名簿	158

1. 明日香村防災会議条例

〔 昭和 38 年 6 月 25 日 〕
〔 条 例 第 7 号 〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、明日香村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 明日香村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 奈良県警察官のうちから村長が任命する者
 - (3) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 村の教育委員会の教育長
 - (5) 村の消防団長
 - (6) 奈良県広域消防組合高市消防署長
 - (7) 前各号のほか村長が特に必要と認めて任命する者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了した時は、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2. 明日香村災害対策本部条例

〔 昭和 38 年 6 月 25 日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき
明日香村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 7 月 1 日から施行する。

3. 明日香村消防団の設置等に関する条例

〔 昭和 53 年 3 月 4 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

(設置)

第 1 条 消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 9 条の規定により、本村に消防団を置く。

(名称及び区域)

第 2 条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 明日香村消防団

管轄区域 明日香村一円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

4. 明日香村消防団規則

〔昭和53年3月4日〕
規則第1号

第1条 この規則は、明日香村消防団（以下「消防団」という。）の組織、災害出場、表彰等について、定めることを目的とする。

（組織）

第2条 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、その他の団員を置く。

2 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮して法令、条例及び規則の定める職務を遂行する。

第3条 団長に事故あるときは副団長が、団長及び副団長共に事故あるときは分団長又は副分団長が、団長の定める順序に従い、団長の職務を行う。ただし、団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によってその職務を行うことのできない場合を除いては、団員の命免を行うことができない。

第4条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年とし、事故による罷免又は退職の場合は、残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。

（組織）

第5条 分団の区域は、次に定めるところによる。

分団名	区域名
第1分団	岡・島庄・上居・細川・上・尾曾・冬野・畑・橘・川原・入谷・栢森・稲淵・阪田・祝戸
第2分団	上平田・中平田・下平田・南平田・越・真弓・立部・野口・御園・檜前・阿部山・大根田・栗原・地ノ窪
第3分団	飛鳥・豊浦・雷・小山・奥山・八釣・東山・小原
女性消防分団	全域

（宣誓）

第6条 団員は、その任命後、次の宣誓書に署名しなければならない。

（ワープロ表示）

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平及び偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って、忠実に消防の業務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

明日香村消防団

氏名 印

（水火災その他の災害出場）

第7条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める走行キロメートルに従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第8条 出火出場又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。
- (2) 病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。
- (3) 団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行しなければならない。

(5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中追い越してはならない。

第9条 消防団は、村長又は団長の許可を得ないで、村の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って管轄区域外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第10条 水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に止めて、水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第11条 消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動しなければならない。
- (2) 消防作業は、真摯に行わなければならない。
- (3) 放水口数は、最大限度に使用し、消火作業の効果を収めるとともに火災の損害及び濡(じゆ)損を最小限度に止めなければならない。

第12条 水火災その他の災害現場において、死体を発見したときは、責任者は、村長(消防長)に報告するとともに、警察職員又は検屍(し)員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。

第13条 放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに村長(消防長)及び警察職員に通報しなければならない。
- (2) 現場保存に努めなければならない。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに公表は差し控えなければならない。

(文書簿冊)

第14条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員の名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 消防法規例規綴つづり
- (8) 雑書綴つづり

(教養及び訓練)

第15条 団長は、団員の品位の陶冶(や)及び実地に役立つ技能の練磨に努め定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第16条 村長は、消防団又は団員が任務遂行に当たって功労特に抜群である場合はこれを表彰することができる。

2 前項の場合、団員については団長が表彰を行うことができる。

第17条 前条の表彰は、次の2種とする。

- (1) 賞詞
- (2) 賞状

第18条 賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対して、これを授与し、賞状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる者に対し、これを授与する。

第19条 村長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

4. 明日香村消防団規則

-
- (1) 水火災の予防又は鎮圧
 - (2) 消防施設強化拡充についての協力
 - (3) 水火災現場における人命救助
 - (4) 火災その他の災害時における警戒防ぎよ救助に関し消防団に対してなした協力
(服制)

第 20 条 消防団の服制については、国家消防庁の定める準則による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 3 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

5. 明日香村消防防災施設の設置及び管理に関する条例

〔平成13年3月5日〕
規則第1号

(設置)

第1条 地域の防災体制を確立し、住民の安全を確保し、及び住民の防災意識の高揚を図るため、明日香村消防防災施設（以下「消防防災施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 消防防災施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
明日香村消防防災施設(野口地区)	明日香村大字野口 199 番地の 2・228 番地の 4
明日香村消防防災施設(飛鳥地区)	明日香村大字飛鳥 612 番地の 3
明日香村消防防災施設(岡地区)	明日香村大字岡 46 番地の 2

(管理)

第3条 消防防災施設は、明日香村が管理するものとする。

(その他)

第4条 この条例に定めるもののほか、消防防災施設の管理及び運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を経過した日から施行する。

附 則(平成14年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

6. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例

〔平成16年3月19日〕
〔条例第10号〕

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって村民の福祉及び生活の安定を資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民 災害により被害を受けた当時村の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 明日香村は、村民が令第1条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により、死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては、500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、

これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者について死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し村長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 村長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 明日香村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 明日香村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財又は住居の被害金額がその価値の3分の1以下の場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

6. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例

ア 家財に損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、措置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(明日香村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の廃止)

2 明日香村災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(昭和 49 年 10 月 14 日条例第 13 号)は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に生じた災害については、なお従前の例による。

7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔平成16年3月19日〕
規則第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、明日香村災害弔慰金等の支給に関する条例（平成16年明日香村条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 村長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 村長は、この村の区域外で死亡した村民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 村長は、村民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 村長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 村長は、この村の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった村民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 村長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(様式第2号)を、村長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画

(4) 保証人となるべき者に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) その他村長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 村長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 村長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書(様式第3号)を、借入申込者に交付するものとする。

2 村長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて村長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 村長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 村長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれらに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を村長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他村長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他村長が必要と認める事項を記載した支払猶予承諾書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 村長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金の支払を免除した期間及び支

払を免除した金額を記載した違約金支払免除承諾書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

- 3 村長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他村長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 13 号）を、村長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を、村長に提出しなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類

- (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 村長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 14 号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 村長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 村長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を村長に氏名等変更届（様式第 16 号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続きについて必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の廃止）

- 2 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和 56 年明日香村規則第 6 号）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に生じた災害については、なお従前の例による。

7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリカナ		男・女	年 月 日生	
	死亡した者の氏名				
	死亡年月日		住所		
	死亡の状況 (行方不明)	災害名		死亡場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏名	住所	備考	
支給に関する事項	支給日	令和 年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏名	続柄	支給金額	
		住所			
	先順位者の有・無	有・無	同順位者の有無	有・無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由	有・無	支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

				決定番号		
障 害 者 に 関 す る 事 項	フリカナ		男・女	年 月 日生		
	障害者氏名					
	障害の原因 となる負傷 又は疾病の 状態となっ た年月日	令和 年 月 日	住所			
	負傷・疾病の 状 況	災 害 名		傷病を負 った場所		
	障 害 の 種 類 程 度 等	医師の氏名	所属する医療機関名		医師の氏名	
		() ()				
	障害の状況	法別表の該当事項(号)				
支 給 に 関 す る 事 項	支 給 日		支 給 制 限 事 由 に 該 当 の 有 無	有(その事由) 無		
	支 給 場 所					
	支 給 金 額	円				
備 考	支 給 し た 職 員					

7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女						
傷 病 名				負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位				初診年月日	年 月 日						
既往症		既存障害		治癒年月日	年 月 日						
療養の内容及び経過											
障害の状態の詳細											
関節運動範囲	部 位	種類範囲									
			右								
		左									
		右									
		左									
		右									
	左										
上記のとおり診断します。					局 番						
			郵便番号	電話							
令和 年 月 日	病院又は 所在地										
			診療所の 名称								
			氏 名	印							

様式第2号(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

受付日		受付番号		受付者		貸付番号			
被災日時	年 月 日 時			災害名					
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所						
返す方法	1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)				
借入申込者について	フリカナ				男	年 月 日生 歳			
	氏名				女				
	フリカナ				郵便番号	電話番号			
	現住所								
	本籍				勤務先の名称と所				
	職業								
	世帯主状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入	勤務先・学校名	
	収入合計	円		支出合計	円				
資産の状況	土地	1 住宅	m ²	2 田畑	m ²	住居の状況	1 実家 2 借家 3 借間 4 同居		
		3 山林	m ²						
	建物	1 自宅	m ²	2 その他	m ²	生活保護	年 月 日より		
	負債	(内容)							
連帯が保証人こと	氏名				男・女	年 月 日生			
	現住所				本籍地				
	職業			月収	円	申込者との関係	家族数	人	
	資産	土地	1 住宅	m ²	2 田畑	m ²	勤務先	名称	
3 山林			m ²			所在地			
	建物	1 自宅	m ²	2 その他	m ²	T E L			
この災害の前1年以内に被災したことの有無及び状況					(有無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有無)				
資金使途の	資金の使い方	総額	円		資金の内訳	合計			円
		に	円		災害援護資金で				円
		に	円		手持資金で				円
		に	円		その他()で				円

7. 明日香村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

被害状況	被災時の具体的状況		負傷	全治	箇月
	住居の被害	(1) 全壊	(2) 半壊		
被害状況	家	品名	現在購入に要する費用		被害額
		和たんす			
	整理たんす				
	洋服たんす				
	財	鏡台			
		腰掛机			
		本箱・本棚			
		食器・戸棚			
		食卓・茶ぶ台			
		げた箱			
		照明器具			
		じゅうたん			
		扇風機			
		石油ストーブ			
		電気やぐらこたつ			
		電気冷蔵庫			
		電気・ガス炊飯器			
		電気洗濯機			
		電気掃除機			
		被	ミシン		
	電気アイロン				
	自転車				
	テレビ				
	ラジオ				
	柱時計				
	目覚まし時計				
	紳士・婦人腕時計				
	たたみ				
障子・ふすま					
害	小計				
	その他の被害家財				
	小計		合計	円	
<p>上記のとおり災害援護資金を借入letak申し込めます。</p> <p>令和 年 月 日 借入申込者 印</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p>令和 年 月 日 連帯保証人 印</p> <p>明日香村長 様</p>					

様式第3号(第8条関係)

第 号

令和 年 月 日

様

明日香村長

災害援護資金貸付決定通知書

令和 年 月 日にお申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号
貸付金額		円
措置期間	令和 年 月	日から令和 年 月 日まで
償還期間	令和 年 月	日から令和 年 月 日まで
償還方法	年賦・半年賦	
利 子	年3パーセント	

資金をお渡しする日と手帳について

- 1 貸付金交付日 令和 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書 各1通

様式第4号(第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長

災害援護貸金貸付不承認決定通知書

令和 年 月 日にお申し込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額		円					
利子	年3パーセント						
措置期間	令和 年	月	日から	令和 年	月	日まで	
償還期間	令和 年	月	日から	令和 年	月	日まで	
償還方法	年賦・半年賦						

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等に定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

令和 年 月 日

住 所

借受人氏名 印

住 所

保証人氏名 印

様式第 6 号(第 12 条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

令和 年 月 日

借受人 住 所
氏 名 印

明日香村長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付を受けた日

貸付を受けた金額

償還期間

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

 様式第7号(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

令和 年 月 日

借 受 人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

明日香村長 様

申請の理由 (具体的 に)				
貸付の条件	借入金額	円	貸付番号	
	措置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払いが可能と認められる具体的な理由)			

様式第 8 号(第 13 条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長 印

支払猶予承諾書

令和 年 月 日に申出のありました償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせします。

支払猶予承認期間 令和 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

様式第9号(第13条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長 印

支払猶予不承認通知書

令和 年 月 日に申出のありました償還金の支払猶予については、次の理由で不承認となったので、当初の計画により償還されるようお願いします。

(不承認の理由)

 様式第 10 号(第 14 条関係)

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

令和 年 月 日

明日香村長 様

借 受 人 住所
 氏名 印

連 帯 保 証 人 住所
 氏名 印

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金額の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金額
		年 月 期			
違約金額の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 14 条関係)

第 号

令和 年 月 日

様

明日香村長 印

違約金支払免除承諾書

令和 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせします。

記

令和 年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、
利子 円に係る令和 年 月 日における違約金 円の
支払を免除いたします。

様式第 12 号(第 14 条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長 印

違約金支払免除不承認通知書

令和 年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの令和 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は令和 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

様式第 13 号(第 15 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付を受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円	
免除申請額	円(償還未済額の全部・一部で)				円)	
免除申請理由及び理由発生年月日 又は理由継続期間						
免除申請書	フリガナ			男	年 月 日生	
	氏名			女		
	現住所					
	本籍					
	借受人との関係			職業		
	勤務先及び所在地					
借受人又はその相続人	フリガナ			男	年 月 日生	
	氏名			女		
	現住所			借受人との続柄		
	職業			勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ			男	年 月 日生	
	氏名			女		
	現住所			借受人との関係		
	職業			勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。						
令和 年 月 日						
明日香村長 様				免除申請者 印		

様式第 14 号(第 15 条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長 印

災害援護資金償還免除承認通知書

令和 年 月 日に申出のありました災害援護資金の償還免除につきましては、次のとおり行うことになりましたのでお知らせします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
-----	---

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

様式第 15 号(第 15 条関係)

第 号
令和 年 月 日

様

明日香村長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

令和 年 月 日に申出のありました災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75 パーセントの率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号(第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(異動の内容)	
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 印 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 連帯保証人 住 所 氏 名 印 </div> <div style="text-align: left; margin-top: 20px;"> 明日香村長 様 </div>			

〔平成5年4月1日〕
〔規程第1号〕

8. 明日香村防災行政無線運用規程

(目的及び設置)

第1条 本村に、防災及び広報活動事務を円滑にし、住民の福祉の増進に資することを目的として、防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(名称)

第2条 無線施設の名称は、明日香村防災行政無線施設とする。

(定義)

第3条 この規程において用語の定義は、次に定めるもののほか、電波法(昭和25年法律第131号)及び電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)に定めるところによる。

- (1) 「無線通信」とは、電波を使用して行うすべての種類の記号、信号、文言、影像、音響又は情報の送信、発射又は受信をいう。
- (2) 「同報通信」とは、特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報の送信のみを行う通信をいう。
- (3) 「同報系固定局」とは、一定の固定地点の間の同報通信義務を行う無線局をいう。
- (4) 「屋外子局」とは、同報系固定局から発射された電波を受信して、拡声装置により住民に情報を伝達する装置をいう。
- (5) 「屋内子局」とは、NTT回線経路により、同報系固定局に伝達内容を録音及び放送時間を指示する信号を送出して、戸別受信機により放送する装置をいう。
- (6) 「移動局」とは、車載型又は携帯型無線機により、移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) 「基地局」とは、移動局との通信を行うため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (8) 「固定業務」とは、同報系固定局と屋外子局及び屋内子局との間の同報通信業務をいう。
- (9) 「移動業務」とは、基地局と移動局又は移動局相互間の無線通信業務をいう。
- (10) 「戸別受信機」とは、同報系固定局から発射された電波を受信して、住民に情報を伝達する屋内に設置する機器をいう。

(無線施設の設置場所)

第4条 防災無線の業務を行うための無線施設の設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 同報系固定局 明日香村役場
- (2) 屋内・外子局 村長が必要と認める場所
- (3) 基地局 明日香村役場
- (4) 移動局 明日香村の公用車及び村長が必要と認める場所
- (5) 戸別受信機 村内において村長が必要と認めた住居又は施設

(業務内容)

第5条 無線施設の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通報及び連絡
- (2) 村の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 国、県その他公共機関からの周知事項の伝達
- (4) その他村長が必要と認める事項の伝達

(業務区域)

第6条 防災行政無線の業務を行う区域は、明日香村全域とする。

(戸別受信機の貸与)

第7条 戸別受信機は、村長が設置を必要と認めた住居の世帯主又は施設の管理者（以下「借受者」という。）に貸与するものとする。

8. 明日香村防災行政無線運用規程

2 前項の規定に基づき貸与を受けた借受者は、速やかに規則で定める保管証書を村長に提出しなければならない。

(戸別受信機の返還)

第8条 借受者は、明日香村に住居を有しなくなったとき、又は施設がなくなったときは、速やかに要領で定めるところにより戸別受信機を返還しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 借受者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保として供してはならない。

(損害弁償)

第10条 借受者が故意又は重大な過失によって戸別受信機を紛失し、又は破損したときは、村長は借受者に損害額を弁償させることができる。

(台帳の整備)

第11条 村長は、戸別受信機の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、無線施設の保全管理及び運用に関し必要な事項は要領で定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

9. 明日香村自主防災組織等整備事業補助金交付要綱

平成 16 年 4 月 1 日

要 綱 第 1 号

改正：平成 23 年 3 月 1 日

要 綱 第 1 号

(趣旨)

第 1 村長は、地域における防災活動を強化充実するため、防災活動に必要な資機材を整備する自主防災組織及び大字に対し、資機材の購入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 この要綱において、「自主防災組織」とは、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に結成された防災組織をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第 3 補助の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助の対象となる経費	補助金の額
防災活動の用に供する資機材の購入に要する経費	(1) 新たに自主防災組織を結成し、当該資機材を購入する場合（1 組織 1 回限りとする。） ・当該経費に要する額。但し、その額が 60 万円を超えるときは、60 万円とする。 (2) (1)以外で当該資機材を購入する場合 ・当該経費の 2 分の 1 以内の額

(補助金の交付申請)

第 4 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 購入する防災資機材の見積書の写し
- (2) その他村長が必要と認める書類

(補助の決定)

第 5 村長は、第 4 の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)を交付するものとする。この場合において、村長が補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(指示及び検査)

第 6 村長は、補助の指令を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類等の検査をすることができる。

(事業実績の報告)

第 7 補助の指令を受けた者は、事業完了の日から起算して 14 日以内に、実績報告書(様式第 3 号)に、補助金交付請求書(様式第 4 号)、購入した防災資機材の写真及び支払を証する書類の

写しを添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 8 村長は、第 7 の規定による書類を受理した場合において適当と認めたときは、補助金を交付する。

(管理義務等)

第 9 事業により取得した防災資機材は、村長の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 事業により取得した防災資機材については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(書類の保管)

第 10 補助金の交付を受けた者は、補助に関する書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間は、これを保管しなければならない。

(補助金の返還等)

第 11 村長は、補助の指令を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助の指令の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 第 5 後段の規定により村長が付けた条件に違反したとき。

(2) 第 6 の規定による村長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

2 明日香村消防施設整備事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

様式第1号(第4関係)

自主防災組織等整備事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

明日香村長 様

自主防災組織又は大字名 : 大字防災会
 代表者の住所 : 高市郡明日香村大字 番地
 氏 名 : 印
 電 話 : 0744-54-

自主防災組織等整備事業を実施したいので、明日香村自主防災組織等整備事業補助金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金、 , 円

2 事業に要する経費

事業費	負担区分		備考
	自己負担額	補助金交付申請額	
, 円	, 円	, 円	

3 事業の内容
別紙のとおり

4 購入予定年月日 令和 年 月末

5 添付書類 見積書・カタログ

様式第2号(第5関係)

自主防災組織等整備事業補助金交付決定通知書

明日香村指令第 号
令和 年 月 日

防災会 様

明日香村長

令和 年 月 日付けで申請のありました自主防災組織等整備事業については、下記のとおり確定したので、明日香村自主防災組織等整備事業補助金交付要綱第5の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 , 円

様式第4号(第7関係)

補助金交付請求書

金、 , 円也

令和 年 月 日付け明日香村指令第 号で補助金の交付決定を受けた自主防災組織等整備事業補助金について、明日香村自主防災組織等整備事業補助金交付要綱第7の規定により請求します。

令和 年 月 日

明日香村長 様

自主防災組織又は大字名

代表者の住所 高市郡明日香村大字

氏名 防災会

電話 0744-54-

番地
印

10. ヘリコプター要請関連資料

(1) 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、奈良県内の市町村（消防の一部事務組合を構成する市町村にあつては当核組合をいう。以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法第18条の3の規定に基づき、奈良県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が防災ヘリの支援を求めることができる地域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、市町村等の区域内で災害が発生した場合に、当該市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が次のいずれかに該当するため、防災ヘリによる活動が必要と判断するときに、奈良県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御若しくは災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリ以外に適切な手段がなく、防災ヘリによる活動が最も有効な場合

(支援要請の方法)

第5条 支援要請は、奈良県防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。なお、支援要請時に全ての事項について明らかにするいとまがない場合は、必要最小限の事項を連絡するものとし、他の事項については判明次第速やかに防災航空隊に連絡するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の市町村側の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 支援に要する資器材等の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

(支援要請の方法の特例)

第6条 知事は、前条に掲げる支援要請がない場合でも、発生後に収集した被害規模等の情報の内容から判断して緊急に派遣の必要があると認められる場合であつて、通信網等の途絶等で発災市町村等と前条に定める通常の手続きが取れない場合については、市町村からの要請があつたものとみなして、防災航空隊を派遣し、支援を実施することができる。

(防災航空隊の派遣)

第7条 知事は、第4条の規定により支援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 第4条の規定による支援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速や

かに発災市町村等の長に通報するものとする。

3 前項の場合において、知事は知事と他の都道府県知事等との間で別途締結する協定等に基づき、他の都道府県が保有する防災ヘリ等の応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町村の長に通報するとともに、他の都道府県知事等に対して応援を求めるものとする。

(防災航空隊の隊員の活動)

第8条 前条第1項の規定により支援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員の活動は、発災市町村等の消防機関と密接な連携を図りながら行うものとする。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する運航経費は、奈良県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、奈良県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成16年4月1日から実施する。

2 本協定の実施に伴い奈良県防災ヘリコプター応援協定は破棄する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成16年4月1日

奈良県知事 柿本 善也

市町村等の長

(2) 奈良県消防防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）

第15条 第1項第8号に規定する一般行政活動により、消防防災ヘリコプターを使用する場合の利用基準 について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の原則)

第2 航空機を一般行政利用目的で使用する時間数は、年間（年度）30時間程度とする。

2 航空機を行政用務に利用中、要綱第16条の緊急運航を要する事態が生じた場合には、緊急 運航を優先させるものとする。

(利用計画の作成)

第3 消防防災ヘリコプターを一般行政活動に使用しようとする庁内各課長（各種委員会等を含む、以下「各課長」という。）は、要綱第21条の規定に基づき、翌年度の消防防災ヘリコプター使用年間予定表を、2月末日までに作成し、主管課長を通じ提出するものとする。

2 各課長は、要綱第21条及び22条の規定に基づき、消防防災ヘリコプター使用年間予定表 及び消防防災ヘリコプター使用申請書を、それぞれ使用の前々月の末日及び15日前までに提出 するものとする。

(利用計画の調整)

第4 消防救急課長は、前条に規定する利用計画が提出されたときは、要綱第13条に基づき、運 航計画との調整を行い、消防防災ヘリコプター利用調整会議により使用の可否を決定し、その結 果を各課長に通知するものとする。

2 消防防災ヘリコプター利用調整会議は、消防救急課長、及び消防救急課長が指名する職員を 以て構成する。

(搭乗の手続き)

第5 各課長は、搭乗に先立ち、搭乗者に要綱第23条に規定する消防防災ヘリコプター使用承認 書を防災航空隊長に提示させるものとする。

第6 消防救急課長は月間の運航実績を危機管理監に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成11年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(3) 奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び奈良県消防防災ヘリコプター支援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第15条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を充たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと
(既存の資器材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、協定に基づき、災害が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が消防救急課長（以下「運航管理責任者」という。）に行う。

2 前項の要請は、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受け入れ体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資器材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報 告)

第8 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害速報（様式第2号）により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、

その旨報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 11 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 消防防災ヘリコプター緊急運航要請基準

別紙

消防防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) その他救急活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が、有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、湖等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは、対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路上での事故救助

高速道路及び自動車専用道路上での事故で、地上からの収容、搬送が困難と認められる場合

(5) 救助活動における現場等への救助隊員等の搬送

前記(1)から(4)に掲げる活動において、救助活動上、現場等への救助隊員等の搬送が有効と認められる場合

(6) その他救助活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若

しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他災害応急対策上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員、消防資器材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資器材等の搬送手段がない場合又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防御活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 臓器搬送

社団法人日本臓器移植ネットワークから、臓器の搬送について依頼があった場合、本県の業務に支障を生じない対応可能な範囲内において協力

様式第1号

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

A空域
B空域

要請時間	令和 年 月 日 () 時 分現在
1 要請機関名	消防・村 発信者
2 災害の種別	(1)救急(2)救助(3)災害応急対策活動(4)火災防御活動(5)その他
3 活動内容	救急 (一般救急・転院搬送・その他) 救助 (山丘・水難・高層建物・その他) 災害応急対策活動 (状況把握調査・物資 人員搬送・広報活動・その他) 火災防御活動 (空中消化・情報収集 被害状況調査・物資 人員搬送・その他) その他 ()
4 発生場所及び発生時間	市町村 地内 (目標) (発生時間) 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視程 m 雲の状況 稜線視認 気象予警報 (警報・注意報発令中)
6 現場指揮者	所属・職名・氏名
7 現場との連絡手段	現場無線 呼出名 (県内波 全国波) 現場指揮本部(車)呼出名 (県内波 全国波) その他 ()

8 要請を必要とする理由	※災害状況、活動内容等を詳細に記載
目標	別添地図のとおり

9 傷病者搬送場合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	性別 性別	男・女 男・女
	概要 及び 症状						
	離着陸場所 の目標等	出勤先 所在地 及び 目標		搬送先 所在地 及び 目標			
	同乗者	医師及び 看護師の氏名		関係者の氏名			
	受入病院	所在地 名称		連絡先	TEL		
	搬送先の消防本部の担当者職氏名			消防本部 課 TEL			

10 必要資機材	
11 他航空機への要請	
12 その他必要事項	

※以下の項目は防災航空隊で出動の可否を決定後、折り返しFAXにて連絡します。

1 使用無線等	無線（全国波1・2・3 県内共通波）を使用します。 呼出名（コールサイン）は 消防ならヘリ1 です。	
2 到着予定時間	令和 年 月 日（曜日）	午前・午後 時 分
3 活動予定時間	時間	分
4 燃焼の確保	要手配・手配不要	1（ドラム缶 本）
5 特記事項		
6 航空隊 担当	TEL0742-81-0399	

(5) 設置基準等

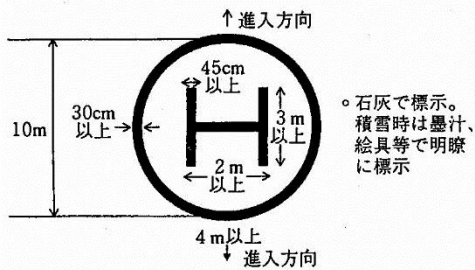
表 場外離着陸場の設置基準等

種 別		防災対応離着陸場
定 義		災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場における場合であって、次の条件を全て満たすもの ① 災害時における緊急輸送活動のための物資、人員等の輸送又はそのための訓練であること ② 地表効果外ホバリング重量の 95%以下の重量で運航すること ③ 事業用操縦士以上による運航であること
離着陸地帯	位置及び方向	原則として地上に設置 (やむを得ない場合は高さ 15メートル以下の仮想離着陸地帯を設定することが出来る)
	長さ	使用機の全長+20m以上 (全長 20m以上の使用機については全長の 2倍以上)
	幅	長さに同じ
	最大縦断勾配	5%
	最大横断勾配	5%
	表面	接地点を除き、約 30m程度までの高さを限度として出来るだけ平坦であること
	接地帯	長さ：使用機の全長以上 幅：使用機の全長以上 強度：使用機運航に十分耐えること
進入地区の長さ・幅		長さ：250m 先端の幅：100m
進入表面の勾配		1/4 以下
進入・出発経路		90° 以上で交差可能
転移表面の勾配		設定しなくてよい
水平表面		設定しなくてよい
不時着場		不要 (訓練時には必要)
許可期間 (最長)		1 年
構築物上の設置可否	建築物上	否
	建築物以外	否
夜間使用可否 (灯火設置前提)		仮想離着陸地帯を設定した場合、夜間使用不可

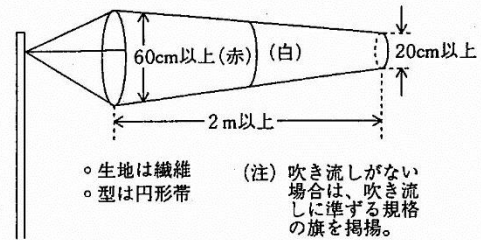
出典：奈良県消防防災ヘリコプター「やまと 2000」運航の手引、奈良県 平成 17 年 4 月

離着陸地点等の基準

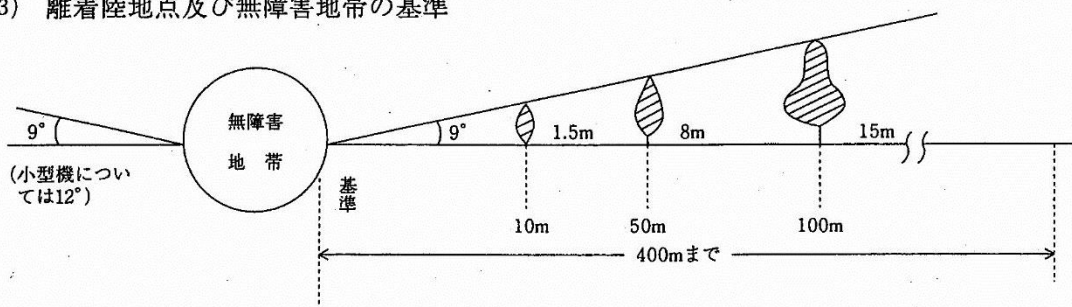
(1) Hの基準



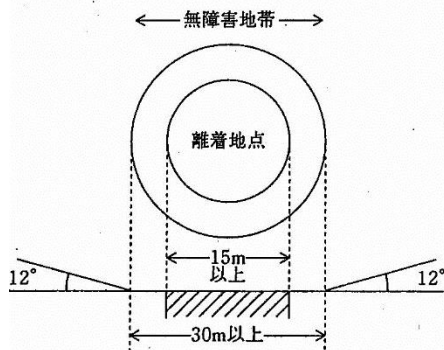
(2) 吹流しの基準



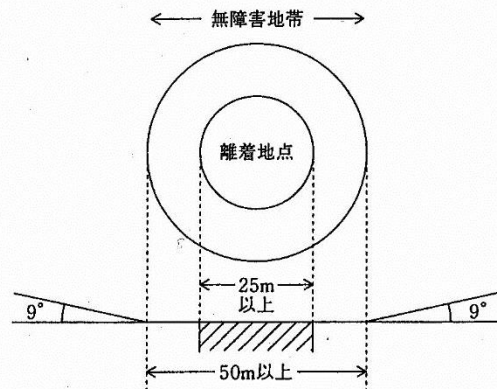
(3) 離着陸地点及び無障害地帯の基準



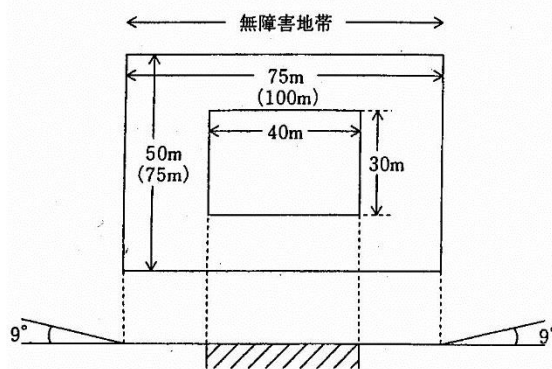
① 小型機<OH-6>の場合



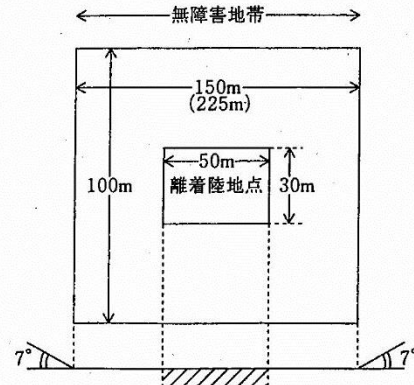
② 中型機<UH-1>の場合



③ 大型機<V-107及びUH-60J>の場合



④ 大型機<CH-47>の場合



11. 自主防災組織一覧

表 自主防災組織一覧表

名称	事務所の所在	結成年月日	世帯数	会員数
緑ヶ丘防災会	緑ヶ丘集会所	平成 11 年 1 月 1 日	83 戸	211 人
桧前大字防災会	桧前大字集会所	平成 13 年 10 月 28 日	60 戸	142 人
細川大字防災会	細川大字集会所	平成 15 年 1 月 1 日	40 戸	107 人
稲渕大字防災会	稲渕大字集会所	平成 16 年 1 月 22 日	64 戸	147 人
岡北口第一隣組自主防災会	香久山製作所(株)	平成 18 年 4 月 1 日	31 戸	93 人
南平田大字防災会	南平田集会所	平成 19 年 1 月 28 日	95 戸	227 人
飛鳥大字防災会	飛鳥大字集会所	平成 19 年 4 月 1 日	114 戸	308 人
下平田大字防災会	下平田大字集会所	平成 19 年 8 月 1 日	156 戸	319 人
大根田大字防災会	大根田大字集会所	平成 23 年 9 月 1 日	21 戸	61 人
阪田大字防災会	阪田大字集会所	平成 24 年 1 月 9 日	47 戸	118 人
奥山大字防災会	奥山大字集会所	平成 24 年 3 月 1 日	76 戸	210 人
祝戸大字防災会	祝戸大字集会所	平成 24 年 3 月 1 日	51 戸	108 人
地ノ窪大字防災会	地ノ窪大字集会所	平成 24 年 3 月 1 日	30 戸	72 人
真弓大字防災会	真弓集落センター	平成 24 年 10 月 1 日	58 戸	141 人
中平田大字防災会	中平田集会所	平成 25 年 2 月 16 日	18 戸	37 人
入谷大字防災会	入谷集荷場	平成 25 年 3 月 1 日	11 戸	21 人
栢森大字防災会	栢森集会場	平成 25 年 3 月 1 日	26 戸	64 人
八釣大字防災会	八釣大字集会所	平成 25 年 2 月 10 日	9 戸	17 人
島庄大字防災会	島庄集会所	平成 25 年 5 月 1 日	49 戸	102 人
越大字防災会	越(お寺)	平成 25 年 8 月 1 日	102 戸	224 人
野口大字防災会	野口集会所	平成 25 年 9 月 1 日	32 戸	84 人
栗原大字防災会	栗原集会所	平成 26 年 1 月 5 日	54 戸	108 人
川原大字防災会	川原集会所	平成 26 年 3 月 8 日	166 戸	331 人
上大字防災会	長安寺	平成 26 年 1 月 12 日	16 戸	39 人
冬野・畑大字防災会	畑集会所他 2	平成 26 年 4 月 1 日	10 戸	13 人
立部大字防災会	立部集会所	平成 26 年 4 月 1 日	31 戸	80 人
小山大字防災会	小山集会所	平成 27 年 1 月 1 日	39 戸	104 人
豊浦大字防災会	豊浦大字集会所	平成 27 年 3 月 1 日	75 戸	216 人
尾曾大字防災会	尾曾集会所	平成 27 年 7 月 15 日	10 戸	18 人
橘大字防災会	橘集会所	平成 27 年 9 月 1 日	49 戸	140 人
上平田大字防災会	上平田集会所	平成 27 年 9 月 1 日	41 戸	113 人

11. 自主防災組織一覧

上居大字防災会	上居集会所	平成 29 年 1 月 8 日	20 戸	57 人
雷大字防災会	雷集会所	平成 29 年 1 月 15 日	43 戸	123 人
阿部山大字防災会	阿部山集会所	平成 29 年 12 月 2 日	41 戸	113 人
御園大字防災会	御園西方寺	平成 30 年 1 月 7 日	108 戸	321 人
小原大字防災会	小原集会所	平成 30 年 1 月 7 日	17 戸	37 人
檜前緑台自治会防災会	緑台集会所	平成 30 年 9 月 2 日	93 戸	223 人
東山自治会防災会	東山集会所	平成 30 年 12 月 1 日	20 戸	48 人
岡大字防災会	岡大字集会所	令和元年 7 月 12 日	186 戸	398 人
計	—	39 団体	2,192 戸	5,295 人

(出典：総務財政課資料 令和 4 年 1 月 1 日現在)

12. 消防関連資料

(1) 明日香村消防団員数

表 明日香村消防団員数

分団名	定数	実数
本部	3人	3人
第1分団	28人	27人
第2分団	28人	26人
第3分団	19人	19人
女性消防分団	12人	12人
計	90人	87人

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

(2) 消防防災施設

表 消防防災施設

施設名	管轄分団	敷地面積 m ²	建築面積 m ²	延床面積 m ²	構造
消防防災施設 (岡地区)	第1分団	423.59	147.43	205.43	鉄筋コンクリート造 瓦葺二階建
消防防災施設 (野口地区)	第2分団	335.32	99.17	148.99	鉄骨造瓦葺 二階建
消防防災施設 (飛鳥地区)	第3分団	421.00	111.98	156.19	鉄骨造瓦葺 二階建

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

(3) 消防団車両保有状況

表 消防団車両保有状況

分団名	車種	ポンプ性能(級)
第1分団	指揮広報車	—
	ポンプ車	A-2
	小型ポンプ車	B-3
第2分団	ポンプ車	A-2
	小型ポンプ車	B-3
第3分団	ポンプ車	A-2

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

(4) 消防・防災用資機材一覧

表 消防・防災用資機材一覧

資機材名	規格・性能	配備年度	配備場所及び数量						
			野口地区	岡地区	飛鳥地区	健康福祉センター	旧阪合診療所	クリーンセンター	防災倉庫
エンジンチェンソー	スチール 024AVEQ	H8	2	3	1				
発電機	ホンダ EX-900	H8	2	3	1				
	ガソリン発電機 大 (HONDA)	H24							3
	ガソリン発電機 小 (HONDA)	H26					2		4
エンジンポンプ	初田 SCA-50HX	H8	2	3	1				
〃 吸水管			2	3	1				
〃 サニーホース	φ50mm*20m		2	3	1				
〃 ホース巻機	20m用		2	3	1				
投光器	シールドビーム K-500	H8	2	3	1				
〃 三脚	K-1		2	3	1				
〃 コードリール	GT-20m		2	3	1				
投光器	バルーン型 (三脚式)	H26							3
	バルーン型 (三脚式)	H27							4
災害多人数用救急箱	50人用	H8	2	2	1				
工具収納袋		H8	2	2	1				
〃 鉄道バール	φ35mm*1500mm		2	2	1				
〃 折り込み鋸	270mm		2	2	1				
〃 番線カッター	ホルクリップ 600m		2	2	1				
〃 大ハンマー	両口 3.5kg		2	2	1				
〃 大ハンマー	両口 3.5kg		H26	3	3	3			
四ツ折担架	帆布製	H8	2	2	1				
サイレン付メガホン		H8	2	2	1				
ヘルメット	FRP製	H8	10	10	5				
ロープ	ポリエチレン 12mm*200m	H8	2	2	1				
スコップ	剣	H8	6	6	3				
〃	丸型	H26	23	12	18				
〃	角型	H26	6	7	7				
カケヤ		H8	2	2	1				
〃		H26	5	5	5				
ラジオ付強カライト		H8	2	2	1				
防水シート		H8	4	4	2				
コードリール		H8	2	3	1				
ジェットシューター		H15			8				
合図灯		H15	10	10	10				
土嚢袋		H26	2000	2400	2000				
土嚢袋	吸水性土嚢	H26							250
	吸水性土嚢	H27				2	550		1048
ブルーシート		H26	18	22	22				
虎ロープ	12mm×100m	H26	2	2	1				
簡易トイレケアパック	ケアパック	H26							2160
マンホールトイレ	テント付き	H23	5						
	〃	H24	2		2	1			
	〃	H25		1		2			2
オストメイト専用トイレ		H30							2
災害組立式簡易トイレ		H27							10
		R1							15
災害組立式簡易トイレ		R2							15
救急箱	32点入り	R2					2		2

12. 消防関連資料

ワンタッチテント		H27						10
		R1				15		
		R2						15
排泄物処理セット		H27						1400
		H29						2000
		R1						3000
		R2						1200
非常用小型浄水装置	(アクアエース AQ-120RMT)	H28				3		1
クイックパーテーション		H29						8
ワンタッチパーテーション		R3						100
多目的簡易ベッド		R2						5
感染防止エプロン		R2						300
二酸化炭素濃度計		R3						50
非接触体温計		R2				10		30
スタンド型サーモグラフィカメラ		R2						10
自動手指消毒器	A L 10	R2				4		11
アクリルスタンド		R2						30
飛沫対策ボード	段ボールタイプ	R2						20
簡易テント	赤	R2						10
簡易テント	緑	R2						10
自動膨張エアマット		H27				10		90
避難所用アルミマット		R30						180
		R1						180
		R2						150
霧吹き	スプレー式							39
噴霧器	人力式・10ℓ							5
遠赤外線暖房機	オイルヒーター	H23	2					
	〃	H24		1	1			
	〃	H25				1		2
炊き出し器具	LP ガスバーナー／釜等	H23						1
	移動式かまど	H26					1	1
ガソリン携行缶	20L入	H25					1	1
	10L入	H26					1	1
動力発電機	可搬ディーゼルエンジン	H25		1				
軽油携行缶	20L入	H25		3				

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

(5) 備蓄品一覧

表 備蓄品一覧

品名	規格性能	配 備 場 所 及 び 数 量						
		野口地区	岡地区	飛鳥地区	健康福祉 センター	旧阪合診 療所	クリーン センター	防災倉庫
災害用備蓄飲料水	1.5ℓ				18	2,094		1,702
災害用備蓄飲料水	0.5ℓ				250	1,060	20	3,312
災害用備蓄食糧	1缶(6食分) 雑炊					54	6	
災害用備蓄食糧	白米 100g				400			
災害用備蓄食糧	鮭粥				399	100		
災害用備蓄食糧	やわらかご飯				350	150		
災害用備蓄食糧	ハンバーグ				299	150		
災害用備蓄食糧	白粥					600		
災害用備蓄食糧	ナポリタン					600		
災害用備蓄食糧	五目ご飯					400		
災害用備蓄食糧	ひじきご飯					400		
災害用備蓄食糧	梅粥					500		
災害用備蓄食糧	肉じゃが							500
災害用備蓄食糧	コッペパン				141		50	1,800
災害用備蓄食糧	1缶(1食分) パン オレンジ味							2,016
災害用備蓄食糧	おでん							1,000
災害用備蓄食糧	エマージェンシークッキー							1,500
災害用備蓄食糧	レトルト食品(米)							1,500
災害用備蓄食糧	三穀食梅昆布					600		
災害用備蓄食糧	豚汁					500		
災害用備蓄食糧	コーンスープ							1,860
パック毛布	アクリル 100%等				581		20	699
寝 袋	スーパーフライ 600							300
間仕切り	エコスペース (ダンマット付)				4			96
非常用広口給水袋	6ℓ用給水袋				3			297
マスク	感染予防マスク(一般用)							47,200
マスク	飛散防止サージカルマスク S							1,000
マスク	飛散防止サージカルマスク一般							8,000
フェイスガード	使い捨てタイプ							150
フェイスガード								1,200
アルコール消毒液	一斗缶							15
手指消毒ジェル	500ml							20
手指消毒液	エタプラス 500ml							60
防疫用殺菌消毒液	ピュリファンP 500ml							19
不織布ガーゼ	消毒時拭取用 200枚							3
ニトリルグローブ	Mサイズ 50枚				1			5
タイベック	Mサイズ				2			
タイベック	Lサイズ				4			36

12. 消防関連資料

タイベック	LLサイズ				4			36
ゴーグル	感染予防				10			30
災害用備蓄用下着 セット男性用						80		30
災害用備蓄用下着 セット女性用						80		30
災害用備蓄用下着 セット小児用男児用						40		30
災害用備蓄用下着 セット小児用女児用						40		30
備蓄用タオルセッ ト					50			50
担架 (ストレッチャー)								10
紙おむつ	大人各 S~L サイズ							708
紙おむつ	新生児各 S~L サイズ							3,552
紙おむつ	子供用フィットパンツ							480
生理用品								3,870
湯沸かし BOX								100
哺乳瓶								60
ほ乳瓶消毒液								20
乳幼児用便座								24
おしり拭き								8,640
粉ミルク	0~1 歳用							4
粉ミルク	1~3 歳用							4
液体缶ミルク								120

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

(7) 消防水利設置状況

大字別消防水利一覧表

大字名	消火栓	防火水槽	備 考
御園	9	0	
桧前	11	1	
桧前緑ヶ丘	7	1	
桧前緑台	6	1	
桧前いおり野	2	0	
阿部山	3	3	
大根田	3	2	
栗原	6	3	
上平田	6	2	
中平田	3	1	
下平田	11	2	
南平田	7	0	
越	11	2	
真弓	6	2	
地ノ窪	5	2	
岡	19	4	
島庄	6	1	
上居	2	1	
細川	5	2	
上	2	1	
尾曾	2	1	
冬野	0	1	
畑	0	3	
入谷	4	2	
栢森	3	1	
稲渕	4	2	
阪田	4	2	
祝戸	4	0	
橘	12	0	
立部	6	2	
野口	7	2	
川原	12	5	
飛鳥	10	3	万葉文化館 100m3
豊浦	8	2	
雷	7	1	
小山	4	2	
奥山	11	3	
八釣	2	2	
東山	0	1	
小原	3	1	
合計	233	67	防火水槽：公設 59 箇所 施設 8 箇所

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

12. 消防関連資料

(8) 給水装置指定工事店・排水設備指定工事店

① 村内業者

上水道	下水道	村内業者	所在地	電話番号
○	○	明日香水道	明日香村大字平田147番地の2	0744-54-3520
○		明日香工業	明日香村大字栗原744番地	0744-54-3216
○	○	明日香電業	明日香村大字飛鳥468番地の1	0744-54-4325
○	○	尾崎造園土木	明日香村大字川原20番地の6	0744-54-4475
○	○	かねまつ建設(株)	明日香村大字島庄222番地	0744-54-3349
	○	(株)せき	明日香村大字岡379番地1	0744-54-4585
	○	中井工務店	明日香村大字平田1387	0744-54-2786
○	○	西川建設(株)	明日香村大字岡1142番地の2	0744-54-3771
○		(株)橋本組	明日香村大字祝戸66番地	0744-54-3548
	○	(株)平山電機興業	明日香村大字岡1153番地	0744-54-2075
	○	藤本工務店	明日香村大字細川556番地の1	0744-54-3388
	○	松吉建設(株)	明日香村大字岡580番地	0744-54-2659
○	○	藪内住設	明日香村大字豊浦639番地	0744-54-2456
○	○	(株)ヨネカワ	明日香村大字奥山27番地の8	0744-54-3245

(出典：地域づくり課資料 令和3年2月)

② 村外業者

上水道	下水道	村外業者	所在地	電話番号
○		(株) アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8番8号第1 ウエノヤビル6F	082-502-6644
○	○	浅井水道設備商会	磯城郡田原本町秦庄 513-23	0744-32-4533
○		(株) イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町 3-7-3 イースマイルビル	06-7739-2525
○	○	池上住宅設備	大和高田市東三倉堂町 14 番 28 号	0745-23-1603
○		(株) 稲葉設備	奈良市北永井町 419 番地	0742-64-6018
○	○	岩田設備工業	御所市三室 650 番地の 1	0745-63-2329
○		(株) 植木工業	生駒市俵口町 687 番地	0743-86-4554
○	○	ウエノ住器サービス	橿原市中曾司町 150-34 1F	0744-37-2328
○		奥窪電気商会	宇陀市大宇陀西山 291 番地の 4	0745-83-2701
○	○	(有) 奥田住宅設備	吉野郡大淀町大字越部 1373 番地の 7	0747-53-2367
○	○	開発機構 (株)	橿原市光陽町 275 番地 1	0744-27-1447
○	○	総谷電気店	橿原市鳥屋町 26 番 12 号	0744-52-3223
○		(株) 河南開発	大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺 845 番地	0721-93-2173
○	○	近畿総合建築 (株)	大和高田市南今里町 12 番 17 号	0744-23-2250
○	○	(株) 久保総合設備	奈良市針ヶ別所町 659	0743-84-0155
○		(株) クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜 1 丁目 2 番地 1	045-473-8181
○		光栄電気 (株)	桜井市忍阪 353-7	0744-45-3532
○	○	光翔設備	橿原市菖蒲町 3 丁目 12-3-2	0744-46-9805
○		(株) 光成建設	奈良市法華寺町 1065	0742-33-7238
○	○	(株) 米田	橿原市西池尻町 362-3	0744-27-5771
○	○	(有) 栄商会	奈良市四条大路 5 丁目 6 番 15 号	0742-33-6104
○		櫻本設備	五條市田園 4 丁目 9-2	0747-32-8337
○	○	(株) 島田水道設備	橿原市五井町 276-3	0744-22-8060
○	○	(株) 城設備工業	香芝市真美ヶ丘 7 丁目 2 番 18 号	0745-78-5965
○	○	(有) シラキ設備	北葛城郡広陵町大字南郷 243 番地	0745-55-2032
○		(株) シンエイ	大阪府大阪市中央区谷町 2-4-3 アイエスビル 9F	06-6944-7797
○	○	新世紀建工 (株)	香芝市下田西 3 丁目 9 番 16 号	0745-77-4348
○	○	(株) 人知燃料住専店	高取町大字清水谷 147 番地 1	0744-52-2114
○	○	(株) 水光	桜井市安倍木材団地 1 丁目 7 番地の 7	0744-46-5330
○	○	(株) 水匠	大和高田市日之出東本町 20-4	0745-52-3529
○	○	世古設備工業	橿原市吉田町 83 番地の 3	0744-28-6896
○		大東建設 (株)	橿原市石原田町 297 番地の 12	0744-29-1648
○	○	(株) 高井設備	大和高田市土庫 236-1	0745-22-0849
○		(株) タカギ	福岡県北九州市小倉南区石田南 2 丁目 4 番 1 号	093-962-0941

12. 消防関連資料

○	○	(有) 高倉設備工業	北葛城郡広陵町大字南郷 278 番地 5	0745-55-8748
○	○	(株) たかとり工設社	高取町大字森 379 番地の 2	0744-52-2245
○	○	(株) タケガミ電気水道	橿原市久米町 552-2	0744-28-1011
○	○	竹田工業	高取町大字上土佐 38	0744-52-2102
○	○	竹田設備工業	宇陀市大字陀下中 2205 番地	0745-83-0778
○	○	(有) 玉岡設備工業	宇陀市榛原長峯 7-1	0745-82-2369
○	○	(有) 東和技研工業	宇陀市榛原額井 1068 番地	0745-82-4127
○	○	富水道工業所	大和高田市秋吉 68-4	0745-52-0110
	○	中垣電気商会	御所市今住 12	0745-67-0301
○	○	中田住設	五條市田園 2 丁目 36-9	0747-22-8657
○	○	中村設備工業	高取町大字上子島 2 番地の 13	0744-52-4312
○	○	(有) ニコー設備奈良支店	橿原市八木町 1-4-15	0744-41-0544
○	○	西尾設備	吉野郡大淀町中増 796 番地の 1	0746-32-0413
○	○	西田設備	橿原市十市町 1175 番地の 3	0744-25-6046
○	○	(株) 野矢設備工業所	奈良市平松 3 丁目 26 番 18 号	0742-43-7655
○	○	(株) 博電工業	橿原市光陽町 275 番地	0744-27-1419
	○	(株) ハシモトガスショップ	橿原市小房町 13 番 10 号	0744-22-2884
○		阪奈サービス (株)	宇陀市榛原額井 1062 番地の 1	0745-82-7029
○	○	日之出水道工業所	香芝市五位堂 6 丁目 227 番地の 4	0745-77-4013
○	○	福井水道工業 (株)	奈良市法蓮町 152 番地の 1	0742-33-6811
○		(有) 福西住宅設備	大阪府泉大津市千原町 1-5-11	0725-33-2268
○	○	福峯商会	吉野郡下市町栃本 98-3	0747-52-6315
○	○	藤井住宅設備 (株)	香芝市鎌田 624 番地の 3	0745-76-7781
○	○	豊隆設備工業	葛城市北道穂 140-10	0745-43-5446
○	○	(株) マエダ	大和郡山市額田部寺町 15-1	0743-56-5106
	○	水工房	桜井市橋本 8 番地	0744-42-6335
○		(株) 森水道工業所	大阪府堺市北区新金岡町 5 丁目 7-328	072-253-9224
○		山田水道設備	磯城郡田原本町阪手 630-8 西和ビル 204	0744-32-8870
○	○	吉田水道工業所	橿原市小網町 12 番 43 号	0744-22-0154

(出典：地域づくり課資料 令和 3 年 2 月)

13. 重要水防区域・要水防区域

奈良県知事の指定する河川（奈良県中和土木事務所長発表）

(1) 水防警報指定河川

■重要水防区域

河川名		区域	延長(m)	種別
高取川	左岸	明日香村檜前から曾我川合流点まで	7,500	堤防高
	右岸	明日香村桧前から曾我川合流点まで	7,500	堤防高

■要水防区域

河川名		区域	延長(m)	種別
飛鳥川	左岸	明日香村豊浦から橿原市田中町	1,200	堤防高・家屋連たん
	右岸	明日香村飛鳥から橿原市田中町	1,200	堤防高・家屋連たん

(2) 水防警報指定河川以外の河川

■要水防区域

河川名		区域	延長(m)	種別
飛鳥川	左岸	明日香村豊浦から豊浦	250	堤防高
	右岸	明日香村飛鳥から飛鳥	250	堤防高

14. 水防用資材整備状況

14. 水防用資材整備状況

■水防用資材整備状況（令和3年年4月1日現在）

種類	袋類	シート	縄巻	スコップ	つるはし	とびくち	くわ	かま	なた	のこぎり	かけや	ペンチ	金槌	懐中電灯
数量	2,000	5	2	10	2	5	2	5	2	2	2	2	2	10

(出典：令和3年度奈良県水防計画資料)

15. 土石流危険溪流、土石流危険溪流に準ずる溪流

(1) 土石流危険溪流Ⅰ

図面 番号	溪流番号	河川名			大字	指定 区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
		水系名	河川名	溪流名				
1	明日KⅠ 1	大和川	飛鳥川	東山沢	東山		412	
2	明日KⅠ 2 a	大和川	飛鳥川	岡沢 a	岡		413	
3	明日KⅠ 3	大和川	冬野川	島庄沢	島庄		414	
4	明日KⅠ 4	大和川	冬野川	尾曾沢	細川上		415	
5	明日KⅠ 5	大和川	冬野川	尾曾A沢	細川上		416	
6	明日KⅠ 6	大和川	冬野川	冬野川	上	冬野川筋	417	
7	明日KⅠ 7	大和川	冬野川	都塚谷	阪田, 祝戸		418	
8	明日KⅠ 8	大和川	冬野川	阪田A沢	阪田		419	
9	明日KⅠ 9	大和川	冬野川	阪田B沢	阪田		420	
10	明日KⅠ 10	大和川	冬野川	阪田C沢	阪田		421	
11	明日KⅠ 11	大和川	冬野川	阪田D沢	阪田		422	
12	明日KⅠ 12	大和川	高取川	平田沢	平田		423	
13	明日KⅠ 13	大和川	飛鳥川	下稲淵谷	稲渕		424	
14	明日KⅠ 14	大和川	飛鳥川	稲淵C沢	稲渕		425	
15	明日KⅠ 15	大和川	飛鳥川	稲淵B沢	稲渕		426	
16	明日KⅠ 16	大和川	飛鳥川	稲淵A沢	稲渕		427	
17	明日KⅠ 17	大和川	飛鳥川	栢森A谷	栢森		428	
18	明日KⅠ 18	大和川	飛鳥川	畑沢	栢森		429	
19	明日KⅠ 19	大和川	飛鳥川	栢森B谷	栢森		430	
20	明日KⅠ 20	大和川	飛鳥川	栢森沢	栢森		431	
21	明日KⅠ 21	大和川	飛鳥川	芋ヶ峠沢	栢森		432	
22	明日KⅠ 22	大和川	高取川	大根田沢	大根田		433	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

図面 番号	溪流番号	河川名			大字	指定 区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
		水系名	河川名	溪流名				
23	明日KⅡ 1	大和川	飛鳥川	小原沢	小原		323	
24	明日KⅡ 2	大和川	冬野川	細川A沢	細川		324	
25	明日KⅡ 3	大和川	冬野川	細川B沢	細川		325	
26	明日KⅡ 4	大和川	冬野川	上沢	上		326	
27	明日KⅡ 5	大和川	冬野川	畑口沢	細川		327	
28	明日KⅡ 6	大和川	冬野川	上尾曾沢	尾曾		328	
29	明日KⅡ 7	大和川	冬野川	阪田E沢	阪田		329	
30	明日KⅡ 8	大和川	冬野川	橘沢	橘		330	
31	明日KⅡ 9	大和川	高取川	立部沢	立部		331	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

15. 土石流危険渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流

(3) 土石流危険渓流に準ずる渓流

図面 番号	渓流番号	河川名			大字	指定 区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
		水系名	河川名	渓流名				
32	明日 J 1	大和川	冬野川		細川		417	
33	明日 J 2	大和川	冬野川		細川		418	
34	明日 J 3	大和川	冬野川		細川		419	
35	明日 J 4	大和川	冬野川		細川		420	
36	明日 J 5	大和川	冬野川		細川		421	
37	明日 J 6	大和川	飛鳥川		稲渕		422	
38	明日 J 7	大和川	飛鳥川		稲渕		423	
39	明日 J 8	大和川	飛鳥川		稲渕		424	
40	明日 J 9	大和川	飛鳥川		栢森		425	
41	明日 J 10	大和川	飛鳥川		栢森		426	
42	明日 J 11	大和川	飛鳥川		栢森		427	
43	明日 J 12	大和川	飛鳥川		栢森		428	
44	明日 J 13	大和川	飛鳥川		栢森		429	
45	明日 J 14	大和川	飛鳥川		栢森		430	
46	明日 J 15	大和川	飛鳥川		栢森		431	
47	明日 J 16	大和川	飛鳥川		稲渕		432	
48	明日 J 17	大和川	飛鳥川		稲渕		433	
49	明日 J 18	大和川	飛鳥川		稲渕		434	
50	明日 J 19	大和川	飛鳥川		稲渕		435	
51	明日 J 20	大和川	飛鳥川		稲渕		436	
52	明日 J 21	大和川	冬野川		島庄		437	
53	明日 J 22	大和川	冬野川		島庄		438	
54	明日 J 23	大和川	高取川		立部		439	
55	明日 J 24	大和川	高取川		立部		440	
56	明日 J 25	大和川	高取川		栗原		441	
57	明日 J 26	大和川	高取川		栗原		442	
58	明日 J 27	大和川	高取川		栗原		443	
59	明日 J 28	大和川	高取川		阿部山		444	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

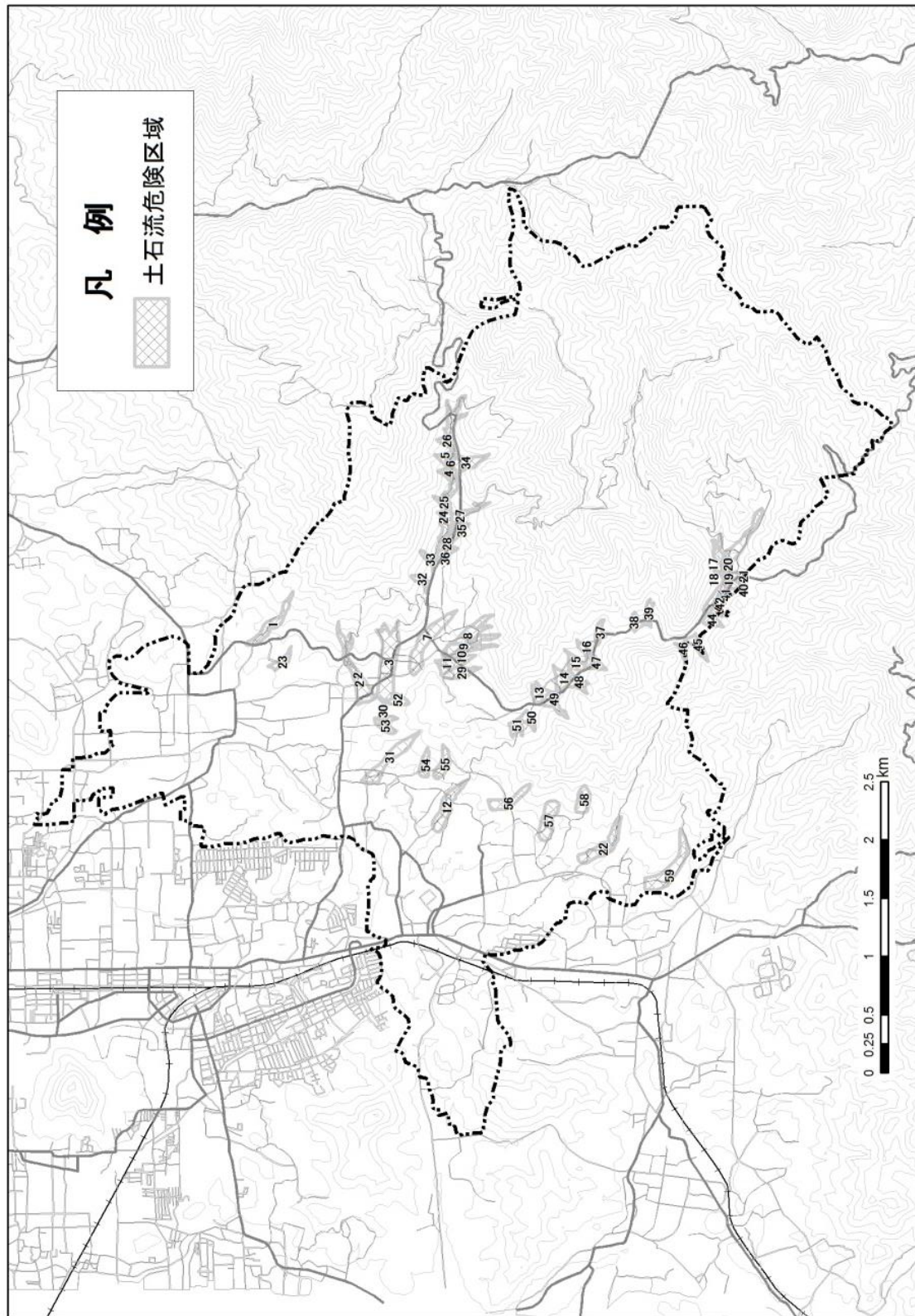


図 土石流危険溪流位置図

16. 地すべり危険箇所

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	河川名			大字	指定 区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
			水系名	幹川名	溪流名				
1	31	入谷	大和川		飛鳥川	入谷	31		

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

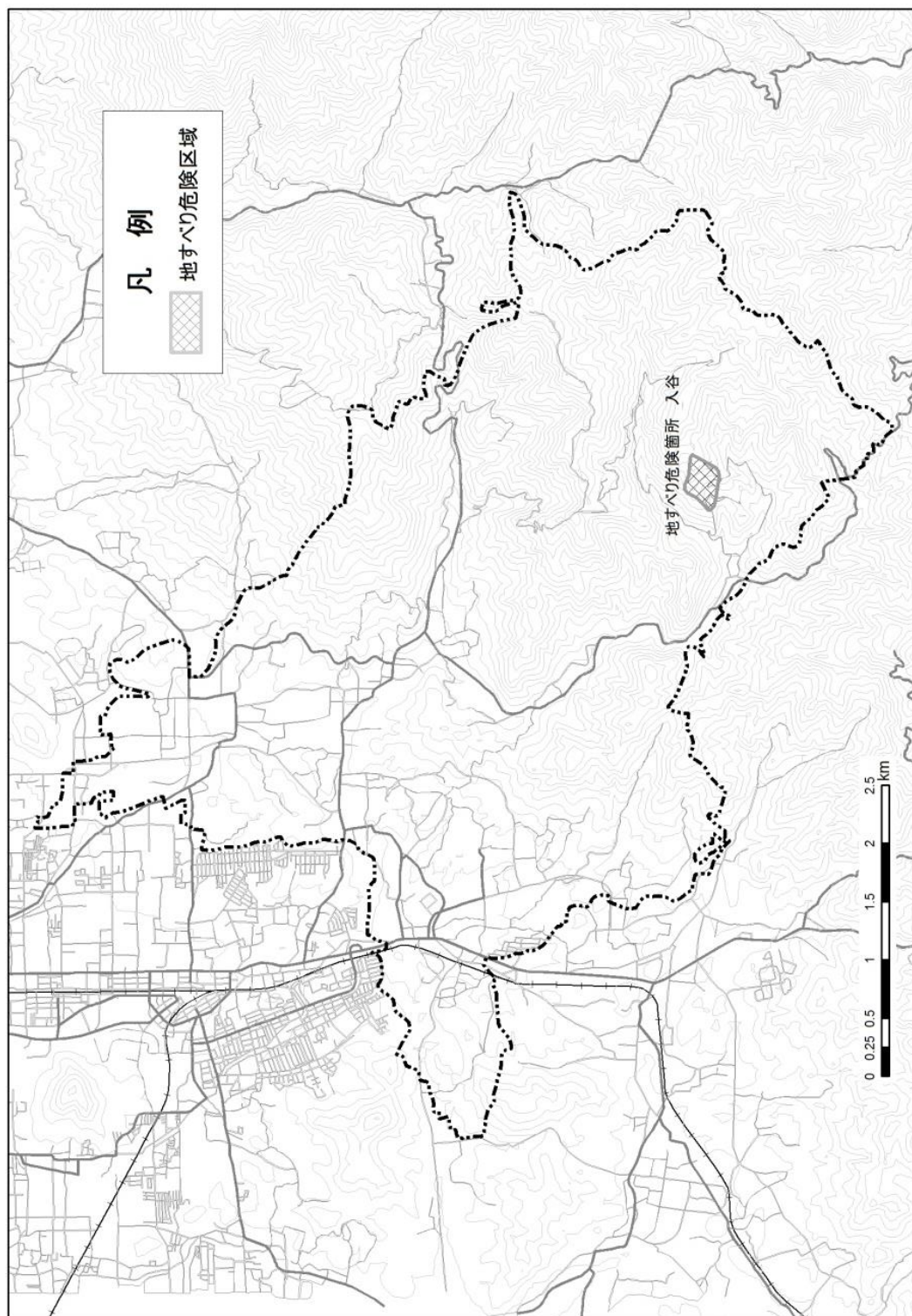


図 地すべり危険箇所位置図

17. 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所 I

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	大字	指定区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
1	I -257	入谷	入谷		257	
2	I -259	栢森	栢森		259	
3	I -260	稲渕	稲渕	稲渕	260	
4	I -262	上	上		262	
5	I -263	細川	細川	細川	263	
6	I -264	上居	上居		264	
7	I -265	岡 イ	岡		265	
8	I -266	岡 口	岡		266	
9	I -267	川原	川原		267	
10	I -269	畑	畑		269	
11	I -270	阿部山	阿部山		270	
12	I -271	大根田	大根田		271	
13	I -1341	雷	雷		1341	
14	I -1342	川原	川原		1342	
15	I -1343	島庄 橘	島庄 橘		1343	
16	I -1344	冬野	冬野		1344	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

17. 急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	大字	指定区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
17	Ⅱ-972	真弓 イ	真弓		972	
18	Ⅱ-973	真弓 ロ	真弓		973	
19	Ⅱ-974	真弓 ハ	真弓		974	
20	Ⅱ-975	真弓 ニ	真弓		975	
21	Ⅱ-976	越	越		976	
22	Ⅱ-977	平田 イ	平田		977	
23	Ⅱ-978	阿部山 イ	阿部山		978	
24	Ⅱ-979	大根田 イ	大根田		979	
25	Ⅱ-980	阿部山 ロ	阿部山		980	
26	Ⅱ-981	阿部山 ハ	阿部山		981	
27	Ⅱ-982	小山 イ	小山		982	
28	Ⅱ-983	小山 ロ	小山		983	
29	Ⅱ-984	雷 イ	雷		984	
30	Ⅱ-985	雷 ロ	雷		985	
31	Ⅱ-986	雷 ハ	雷		986	
32	Ⅱ-987	豊浦 イ	豊浦		987	
33	Ⅱ-988	奥山 ロ	奥山		988	
34	Ⅱ-989	奥山 ハ	奥山		989	
35	Ⅱ-990	飛鳥 イ	飛鳥		990	
36	Ⅱ-991	飛鳥 ロ	飛鳥		991	
37	Ⅱ-992	川原 イ	川原		992	
38	Ⅱ-993	川原 ロ	川原		993	
39	Ⅱ-994	川原 ハ	川原		994	
40	Ⅱ-995	野口 イ	野口		995	
41	Ⅱ-996	野口 ロ	野口		996	
42	Ⅱ-997	立部	立部		997	
43	Ⅱ-998	平田 ロ	平田		998	
44	Ⅱ-999	立部 イ	立部		999	
45	Ⅱ-1000	立部 ロ	立部		1000	
46	Ⅱ-1001	橘	橘		1001	
47	Ⅱ-1002	上居 イ	上居		1002	
48	Ⅱ-1003	上居 ロ	上居		1003	
49	Ⅱ-1004	上居 ハ	上居		1004	
50	Ⅱ-1005	岡 イ	岡		1005	
51	Ⅱ-1006	岡 ロ	岡		1006	
52	Ⅱ-1007	岡 ハ	岡		1007	
53	Ⅱ-1008	岡 ニ	岡		1008	
54	Ⅱ-1009	岡 ホ	岡		1009	
55	Ⅱ-1010	岡 ヘ	岡		1010	

17. 急傾斜地崩壊危険箇所

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	大字	指定区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
56	Ⅱ-1011	飛鳥 ハ	飛鳥		1011	
57	Ⅱ-1012	東山	東山		1012	
58	Ⅱ-1013	平田 ハ	平田		1013	
59	Ⅱ-1014	栗原 イ	栗原		1014	
60	Ⅱ-1015	栗原 口	栗原		1015	
61	Ⅱ-1016	栗原 ハ	栗原		1016	
62	Ⅱ-1017	大根田 口	大根田		1017	
63	Ⅱ-1018	稲渕 イ	稲渕		1018	
64	Ⅱ-1019	稲渕 口	稲渕		1019	
65	Ⅱ-1020	阪田	阪田		1020	
66	Ⅱ-1021	栢森 イ	栢森		1021	
67	Ⅱ-1022	栢森 口	栢森		1022	
68	Ⅱ-1023	栢森 ハ	栢森		1023	
69	Ⅱ-1024	細川 イ	細川		1024	
70	Ⅱ-1025	細川 口	細川		1025	
71	Ⅱ-1026	細川 ハ	細川		1026	
72	Ⅱ-1027	細川 ニ	細川		1027	
73	Ⅱ-1028	細川 ホ	細川		1028	
74	Ⅱ-1029	細川A	細川		1029	
75	Ⅱ-1030	上	上		1030	
76	Ⅱ-1031	尾曾 口	尾曾		1031	
77	Ⅱ-1032	畑 イ	畑		1032	
78	Ⅱ-1033	畑 口	畑		1033	
79	Ⅱ-1034	畑 ハ	畑		1034	
80	Ⅱ-1035	畑 ニ	畑		1035	
81	Ⅱ-1036	畑 ホ	畑		1036	
82	Ⅱ-1037	畑 ヘ	畑		1037	
83	Ⅱ-1038	畑 ト	畑		1038	
84	Ⅱ-1039	畑 チ	畑		1039	
85	Ⅱ-1040	畑 リ	畑		1040	
86	Ⅱ-1041	畑 ヌ	畑		1041	
87	Ⅱ-1042	畑 ル	畑		1042	
88	Ⅱ-1043	冬野 イ	冬野		1043	
89	Ⅱ-1044	冬野 口	冬野		1044	
90	Ⅱ-1045	入谷 イ	入谷		1045	
91	Ⅱ-1046	入谷 口	入谷		1046	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

17. 急傾斜地崩壊危険箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	大字	指定区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
92	Ⅲ-312	真弓	真弓		312	
93	Ⅲ-313	越	越		313	
94	Ⅲ-314	檜前 イ	檜前		314	
95	Ⅲ-315	檜前 ロ	檜前		315	
96	Ⅲ-316	栗原	栗原		316	
97	Ⅲ-317	檜前 ハ	檜前		317	
98	Ⅲ-318	奥山 イ	奥山		318	
99	Ⅲ-319	奥山 ロ	奥山		319	
100	Ⅲ-320	東山	東山		320	
101	Ⅲ-321	八釣	八釣		321	
102	Ⅲ-322	野口	野口		322	
103	Ⅲ-323	立部	立部		323	
104	Ⅲ-324	平田 イ	平田		324	
105	Ⅲ-325	平田 ロ	平田		325	
106	Ⅲ-326	橘	橘		326	
107	Ⅲ-327	細川 イ	細川		327	
108	Ⅲ-328	島庄	島庄		328	
109	Ⅲ-329	岡 イ	岡		329	
110	Ⅲ-330	岡 ロ	岡		330	
111	Ⅲ-331	小原	小原		331	
112	Ⅲ-332	平田 ハ	平田		332	
113	Ⅲ-333	平田 ニ	平田		333	
114	Ⅲ-334	平田 ホ	平田		334	
115	Ⅲ-335	平田 ヘ	平田		335	
116	Ⅲ-336	平田 ト	平田		336	
117	Ⅲ-337	平田 チ	平田		337	
118	Ⅲ-338	平田 リ	平田		338	
119	Ⅲ-339	稲渕 イ	稲渕		339	
120	Ⅲ-340	稲渕 ロ	稲渕		340	
121	Ⅲ-341	稲渕 ハ	稲渕		341	
122	Ⅲ-342	稲渕 ニ	稲渕		342	
123	Ⅲ-343	阿部山	阿部山		343	
124	Ⅲ-344	栢森 イ	栢森		344	
125	Ⅲ-345	栢森 ロ	栢森		345	
126	Ⅲ-346	栢森 ハ	栢森		346	
127	Ⅲ-347	細川 ロ	細川		347	
128	Ⅲ-348	細川 ハ	細川		348	
129	Ⅲ-349	上 イ	上		349	
130	Ⅲ-350	細川 ニ	細川		350	

17. 急傾斜地崩壊危険箇所

図面 番号	危険箇所番号	箇所名	大字	指定区域名	奈良県地域防災計画 資料編記載番号	摘要
131	Ⅲ-351	細川 ホ	細川		351	
132	Ⅲ-352	細川 ヘ	細川		352	
133	Ⅲ-353	細川 ト	細川		353	
134	Ⅲ-354	細川 千	細川		354	
135	Ⅲ-355	細川A	細川		355	
136	Ⅲ-356	細川B	細川		356	
137	Ⅲ-357	尾曾 ハ	尾曾		357	
138	Ⅲ-358	上 口	上		358	
139	Ⅲ-359	上 ハ	上		359	
140	Ⅲ-360	上 尾曾	上 尾曾		360	
141	Ⅲ-361	細川C	細川		361	
142	Ⅲ-362	細川 阪田 稲渕	細川 阪田 稲渕		362	
143	Ⅲ-363	畑 ハ	畑		363	
144	Ⅲ-364	畑 尾曾	畑 尾曾		364	
145	Ⅲ-365	冬野 イ	冬野		365	
146	Ⅲ-366	栢森 ニ	栢森		366	
147	Ⅲ-367	冬野 口	冬野		367	
148	Ⅲ-368	冬野 ハ	冬野		368	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

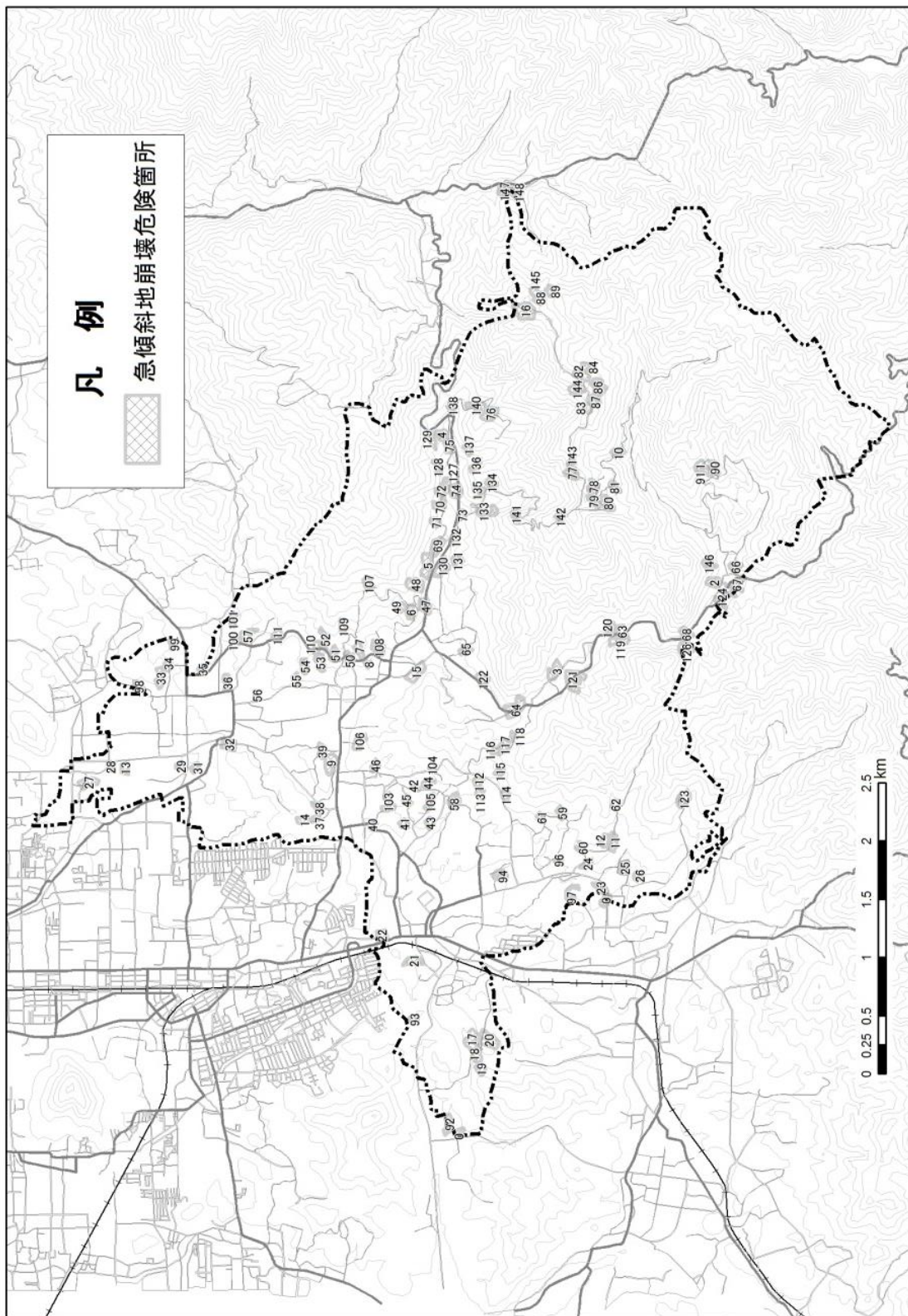


圖 急傾斜地崩壞危險箇所位置圖

18. 山腹崩壊危険地区

県番号	大字	字	面積(ha)	保全対象			摘要
				人家戸数	公共施設等	道路	
1389	上		6	12		村道	
1390	上		6	16		村道	
1391	細川		9	68		県道	
1392	尾曾		2	17			
1393	阪田		6	49	1	村道	
1394	阪田		4	61	1	村道	
1395	阪田		3			県道	
1396	稲渕		6	105	1	県道	
1397	稲渕		9	97	1	県道	
1398	栢森		5	72	1		
1399	入谷		2	31	1	村道	
1400	入谷		2	40	1	村道	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

19. 崩壊土砂流出危険地区

19. 崩壊土砂流出危険地区

県番号	大字	字	延長(m)	保全対象			概要
				人家戸数	公共施設等	道路	
1401	稲渕	カガミ	300	5			
1402	入谷	ハカノ谷	300	3		林道	
1403	畑	土場	2,000	15		他	
1404	細川	タキノモト	500			村道	
1405	尾曾	西ノ谷	1,100	5		県道	
1406	尾曾	白井谷	1,000	3		県道	

(奈良県地域防災計画資料編：H23 年度版)

20. 防災重点ため池一覧

番号	ため池名称	所在地	ため池の規模等				保全対象物等	
			堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	受益面積(ha)	道路	
402-01-088	村池	野口	2.2	98.0	814	0.3	人家・村道・県道	
402-01-074	下平田新池	下平田	4.0	54.0	2,932	3.0	人家・村道	
402-01-075	上平田新池	上平田	7.5	98.0	17,387	8.3	人家・村道	
402-01-077	スリバチ池	栗原	6.6	31.0	1,226	0.5	人家・村道	
402-01-079	馬場池	栗原	9.0	58.0	8,014	4.8	人家・村道	
402-01-096	平尾池	上居	5.0	44.0	1,175	1.5	人家・村道・県道	
402-01-099	阪田村池	阪田	8.1	32.0	4,400	1.9	人家・村道・県道	
402-01-074	内垣内池	橘	3.9	125.0	1,300	8.0	人家・村道・県道	
402-01-078	白井谷池	栗原	14.7	58.0	20,046	5.0	人家・村道	
402-01-081	大谷下池	大根田	9.5	71.0	5,200	28.5	人家・村道	
402-01-082	大谷新池	大根田	8.5	88.0	8,140	30.3	人家・村道	
402-01-083	大谷中池	大根田	13.0	71.0	5,830	30.3	人家・村道	
402-01-084	阿部山新池	阿部山	10.0	45.0	16,762	7.1	人家・村道	
402-01-093	マキド池	飛鳥	4.4	40.0	7,453	5.0	人家・村道・県道	
402-01-095	和田池	豊浦	5.5	810.0	83,000	97.0	人家・村道・県道	
402-01-101	上池	橘	2.8	30.0	1,508	10.0	人家・村道・県道	
402-01-103	御池	立部	9.5	62.0	9,139	5.0	人家・村道	

(奈良県地域防災計画資料編：R 4 年度版)



図 ため池要整備箇所位置図

21. 村内危険物施設一覧

21. 村内危険物施設一覧

表 村内危険物施設一覧

区 分		施設数	施 設 名
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	1 施設	・ 高市製菓株式会社
	地下タンク貯蔵所	2 施設	・ 県立明日香養護学校 ・ 社会福祉法人甘樫会
所 取 扱	給油取扱所(営業用)	1 施設	・ 明日香石油株式会社
	給油取扱所(自家用)	1 施設	・ 松陸運輸株式会社

(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

22. 村内の指定文化財一覧

(1) 文化財保護法に基づき国が指定するもの(令和4年2月17日現在)

ア 特別史跡、史跡、名勝、文化的景観

図面番号	種別	名称	面積(m ²)	指定年月日	管理団体	所有者
1	特史	石舞台古墳	12,317	昭和 10.12.24 (昭和 27.3.29 特史)	奈良県	国・県・村
2	特史	高松塚古墳	913	昭和 47.6.17 (昭和 48.4.23 特史)	明日香村	国
3	特史	キトラ古墳	4,301	平成 12.7.31 (平成 12.11.24 特史)	明日香村	国・村
4	史	川原寺跡	73,839	大正 10.3.3 (昭和 41.6.21 追加) (昭和 63.3.14 追加)	明日香村	国・県・村・民有地
5	史	大官大寺跡	46,642	大正 10.3.3	明日香村	国・村・民有地
6	史	牽牛子塚古墳 越塚御門古墳	12,381	大正 12.3.7 (平成 26.3.18 名称変更・追加) (平成 27.10.7 追加)	明日香村	県・村・民有地
7	史	中尾山古墳	987	昭和 2.4.8	明日香村	村
8	史	酒船石遺跡	31,464	昭和 2.4.8 (平成 16.9.30 名称変更・追加)	明日香村	国・県・村・民有地
9	史	定林寺跡	17,163	昭和 41.2.25 (平成 5.3.4 追加)	明日香村	国・社寺有地・民有地
10	史	飛鳥寺跡	46,184	昭和 41.4.21	明日香村	県・社寺有地・民有地
11	史	橘寺境内	95,245	昭和 41.4.21	-	県・社寺有地・民有地
12	史	岩屋山古墳	1,125	昭和 43.5.11	明日香村	村
13	史	飛鳥宮跡	36,537.28	昭和 47.4.10 (昭和 58.1.12 追加) (昭和 58.5.19 追加) (平成 4.4.21 追加) (平成 28.3.1 追加) (平成 28.10.3 追加・名称変更) (令和元.10.16 追加)	奈良県	県・民有地
14	史	飛鳥水落遺跡	1,219	昭和 51.2.20 (昭和 57.3.23 追加)	明日香村	村
15	史	飛鳥稲淵殿跡	12,750	昭和 54.3.20 (昭和 56.5.16 追加) (平成 16.2.27 追加)	明日香村	国・民有地
16	史	マルコ山古墳	3,029	昭和 57.1.16 (平成 20.7.28 追加)	明日香村	村・民有地
17	史	飛鳥池工房遺跡	19,981	平成 13.8.13	奈良県	県
18	史	檜隈寺跡	7,611	平成 15.3.25	明日香村	社寺有地
19	史名	飛鳥京跡苑池	27,413	平成 15.8.27	奈良県	県・民有地
20	史	岡寺跡	82,865	平成 17.8.29	-	社寺有地
21	史	都塚古墳	3,528	平成 29.10.13	明日香村	県・村・民有地
	文	奥飛鳥の 文化的景観	565.8	平成 23.9.21	明日香村	大字稲淵 他

22. 村内の指定文化財一覧

イ 国宝、重要文化財等(令和4年2月17日現在)

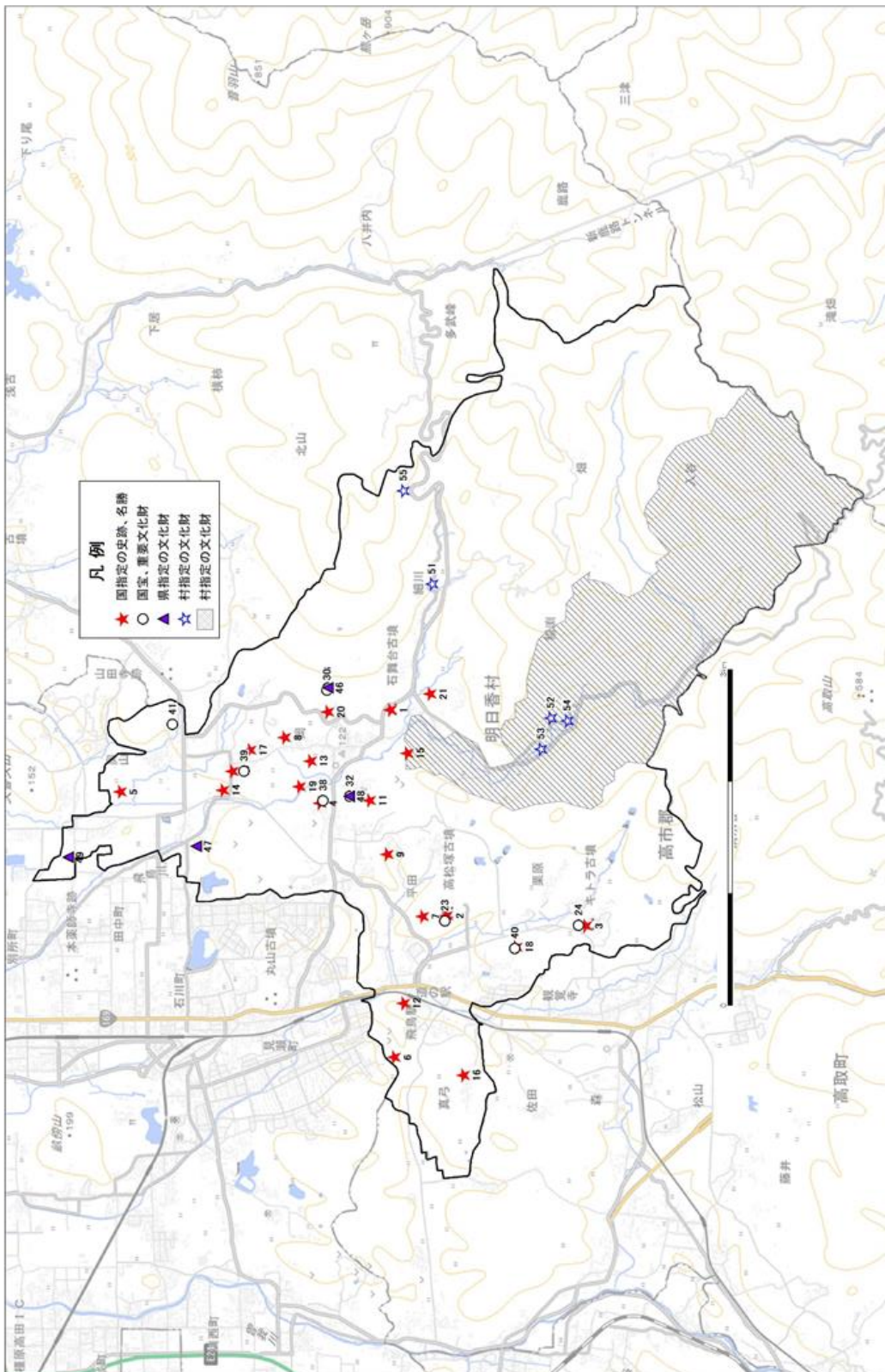
図面番号	種別	名称	指定年月日	管理者	備考
22	国彫	木心乾漆義淵僧正坐像	昭 32.2.19	岡寺	奈良国立博物館
23	国絵	高松塚古墳壁画	昭 49.4.17	国(文化庁)	高松塚古墳
24	国絵	キトラ古墳壁画	令元.7.23	国(文化庁)	四神の館
25	重考	天人文範	明 30.12.28	岡寺	京都国立博物館
26	重彫	塑像如意輪観音坐像	明 34.8.2	岡寺	岡寺
27	重彫	木造仏涅槃像	明 42.9.21	岡寺	岡寺
28	重建	岡寺仁王門	昭 30.6.22	岡寺	岡寺
29	重彫	銅像如意輪観音半跏像	昭 32.8.1	岡寺	京都国立博物館
30	重建	岡寺書院	昭 61.1.22	岡寺	岡寺
31	重彫	木造日羅立像	明 34.8.2	橋寺	奈良国立博物館
32	重彫	木造如意輪観音坐像	明 42.9.21	橋寺	橋寺
33	重彫	木造聖徳太子坐像	明 42.9.21	橋寺	橋寺
34	重彫	木造地藏菩薩立像	明 42.9.21	橋寺	橋寺
35	重工	木造大太鼓縁	明 42.9.21	橋寺	橋寺
36	重絵	絹本着色太子絵伝	昭 33.4.7	橋寺	橋寺
37	重建	石燈籠	昭 37.2.2	橋寺	橋寺
38	重彫	木造持国天・多聞天立像	明 34.8.2	弘福寺(川原寺)	弘福寺(川原寺)
39	重彫	銅像釈迦如来坐像	昭 15.10.14	安居院(飛鳥寺)	安居院(飛鳥寺)
40	重建	於美阿志神社石塔婆	明 42.4.5	於美阿志神社	於美阿志神社
41	重考	高松塚古墳出土品	昭 49.4.17	国(文化庁)	(独)奈良文化財研究所飛鳥資料館
42	重彫	石造男女像・石造須弥山石	昭 55.6.6	国(文化庁)	(独)奈良文化財研究所飛鳥資料館
43	重考	牽牛子古墳出土棺飾金具	昭 12.3.3	奈良県	橿原考古学研究所付属博物館
44	重考	キトラ古墳出土品	平 30.10. 31	国(文化庁)	四神の館
45	登建	旧大鳥家住宅主屋・離れ	令 4.2. 17	長谷エコーポレーション	長谷エコーポレーション

(2) 奈良県文化財保護条例に基づき県が指定するもの(令和4年2月17日現在)

図面番号	種別	名称	指定年月日	管理者	備考
46	建	岡寺楼門	昭 47.3.8	岡寺	岡寺
47	史	豊浦寺跡	昭 52.3.22	向原寺	
48	絵	絹本着色仏涅槃図	昭和 54.3.23	橋寺	橋寺
49	建	岡寺本堂	昭 62.3.10	岡寺	岡寺
50	史	紀寺跡	平 5.3.5	奈良県・民有地	

(3) 明日香村文化財保護条例に基づき村が指定するもの(令和4年2月17日現在)

図面番号	種別	名称	指定年月日	管理者	備考
51	天記	飛鳥ホテル	昭 43.9.25	明日香村	飛鳥川
52	建	竜福寺層塔	昭 53.4.1	竜福寺	
53	史	飛鳥川の飛び石	昭 52.4.1	明日香村	
54	史	南淵請安先生の墓	昭 52.4.1	大字稲淵	
55	木彫	薬師如来像	昭 53.4.4	大字上	薬師堂
56	木彫	四天王	昭 53.4.4	大字上	薬師堂
	音楽	明日香の響保存会の八雲琴	平 21.2.10	明日香の響保存会	明日香村伝承芸能保存会



24. 参集途上における被害状況報告書

■参集途上における被害状況報告書

日	時	年	月	日	午前：午後	時	分頃
地区（主な場所）							
報告者所属氏名							
各地区・施設の被害状況等				必要な対策（物資・資機材）等			
住民・災害弱者に対する救出・応急救護の状況							
建物・施設等の崩壊・損傷状況							
火災発生・延焼・消火活動の状況（阻害要因）							
道路・鉄道等交通施設の状況							
ライフラインの状況							
地区（村）の全体的な状況							
避難場所等の状況							
その他							

25. 被害状況報告様式

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 <small>(消防(船)本部名)</small>		被害情報の 有無 <small>(いずれかに○を)</small>	有 り ・ 無 し
課(室)名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区 分	件 数	摘 要		
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重 傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽 傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
被害 非住家	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例)役場庁舎、公民館、公立保育園	
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例)倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
(地震の被害のみ) 火災被害	建 物	件		
	危 険 物	件	高压ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	その他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上記以外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名 称	設 置	月	日	時	分
	廃 止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名): _____

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況	(記入例)
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折	(記入例)

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況	(記入例)
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった	(記入例)

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)	(記入例)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中	(記入例)

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖ぐずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖ぐずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

26. 災害概況即報

■第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注)一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(未確認等)を記入すれば足りること。)

27. 被害状況即報

■第4号様式(その2)

市町村名				区 分		被 害				
災 害 名 報 告 番 号	災害名		第	報	田	流失・埋没	h a			
	(月 日 時現在)					冠 水	h a			
所 属 名			畑		そ	流失・埋没	h a			
報 告 者 名						冠 水	h a			
連 絡 先			文 教 施 設		の	箇所				
						病 院	箇所			
区 分		被 害		道 路		箇所				
人 的 被 害	死 者	人	全 壊			棟		橋 り よ う	箇所	
	行 方 不 明 者	人		世 帯				河 川	箇所	
	負 傷 者	重 傷	人	半 壊	棟		港 湾	箇所		
		軽 傷	人				世 帯		砂 防	箇所
住 家 被 害	一 部 破 損	人	一 部 破 損	棟		清 掃 施 設	箇所			
		世 帯					崖 く ず れ	箇所		
		人					鉄 道 不 通	箇所		
	床 上 浸 水	棟	半 壊	棟		他	被 害 船 舶	隻		
		世 帯						水 道	戸	
		人						電 話	回線	
	床 下 浸 水	棟	一 部 破 損	棟			電 気	戸		
		世 帯						ガ ス	戸	
		人						ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
	非 住 家	公 共 の 建 物	棟	床 下 浸 水	棟		罹 災 世 帯 数		世 帯	
			世 帯					罹 災 者 数		人
			人					火 災 発 生	建 物	件
そ の 他	棟	そ の 他	危 険 物	件						
				そ の 他	件					

区 分		被 害		
公共文教 施設	千円	市 町 村 災 害 対 策 本 部	名 称	
農林水産業 施設	千円		設 置	月 日 時
			解 散	月 日 時
公共土木 施設	千円	災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置し場合のみを記入すること。		
その他の 公共施設	千円	【住民避難の状況】		
小 計	千円	地区名		
		世帯数		
		人 数		
農 業 被 害	千円	種 別		
林 業 被 害	千円	(避難指示・避難勧告・自主避難)		
畜 産 被 害	千円	原 因		
水 産 被 害	千円	発令時刻		
商 工 被 害	千円	解除時刻		
そ の 他	千円	消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円	消防団員出動延人数	人	
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況 ・避難勧告・指示の状況 ・指定避難所等の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数） ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・災害ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項				

*1 被害額は省略することができるものとする。

*2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

28. 災害年報

■第3号様式（災害年報）

市町村名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
		棟							
世帯									
人									
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他の	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								

市町村名

区分		災害名		市町村名					計
		発生年月日							
電	話	回線							
	気	戸							
ガ	ス	戸							
その他	ブロック塀等	箇所							
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
罹災世帯数		世帯							
罹災者数		人							
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()	()	
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()	
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()	
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()	
小計		千円	()	()	()	()	()	()	
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
	その他	千円							
被害総額		千円							
市町村災害対策本部	設置		月日	月日	月日	月日	月日		
	解散		月日	月日	月日	月日	月日		
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

29. 自衛隊の派遣要請申請書様式

■派遣要請申請書様式

		発	第	号
		年	月	日
奈良県知事	様			
		明日香村長	印	
自衛隊の災害派遣要請申請書				
災害を防除するため災害対策基本法第 68 条の 2 により、下記のとおり自衛隊の派遣要請をお願いします。				
記				
1. 災害の状況及び派遣を要請する理由 災害の状況（とくに災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。） 派遣を要請する理由（現在までとった地元の措置及び今後地元でとれる可能な措置を明らかにすること。）				
2. 派遣を希望する期間				
3. 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣を希望する区域 現地連絡場所及び連絡者 活動内容（水防、消防、通信、防疫、給水、救護物資の輸送、水路の啓開について具体的に記述すること。）				
4. その他参考となるべき事項				

30. 自衛隊の撤収要請申請書

■撤収要請申請書様式

		発	第	号
		年	月	日
奈良県知事	様			
		明日香村長		印
自衛隊の撤収要請申請書				
災害を防除するため災害対策基本法第 68 条の 2 により、災害派遣要請をしましたが、応急作業が一応終了しましたので、下記のとおり撤収をお願いします。				
記				
1. 撤収要請日時				
2. 災害派遣人員等及び従事作業内容				
3. その他参考となるべき事項				

31. 緊急通行車両等確認申出書

31. 緊急通行車両等確認申出書

地震防災 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">緊急通行車両等確認申出書</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;">奈良県公安委員会 殿</div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申出者住所 (電話) 氏 名 ⑩ </div>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話 () -
	氏 名	
出発地		
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

- 備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

32. 緊急通行車両等事前届出書（届出済証）

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ⑩		第 号 災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 ⑩	
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者			住 所 () 局 番
			氏 名
出 発 地			
(注) この事前届出書は正副2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。			

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

33. 規制除外車両確認証明書

第 号	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
奈良県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者	住 所
	氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

34. 規制除外車両確認申出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両確認申出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 申出者住所 (電話) 氏 名 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	
使用者	住所
	氏名
出発地	
(注) この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。	

備考1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

35. 規制除外車両事前届出書（届出済証）

35. 規制除外車両事前届出書（届出済証）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 奈良県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名 ㊟		第 号 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 奈良県公安委員会 ㊟
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は正面2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあつては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。		

備考1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

37. 被災台帳

【様式-1】

(整理番号 号)
(証明番号 号)

被災台帳

被災場所 明日香村 番地				物件所有者 明日香村 番地					
災害の原因				指定避難所等					
被災者	住所又は所在地 明日香村 番地			法人名 (代表者)					
	電話 () -								
		続柄	氏名	性別	生年月日	現況			その他
						健在	軽傷	重傷	
	1								
	2								
3									
4									
5									
被災状況	<input type="checkbox"/> 住家 <input type="checkbox"/> 非住家		<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼） <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊（半焼） <input type="checkbox"/> 一部損壊		<input type="checkbox"/> 床上浸水（ cm） <input type="checkbox"/> 床下浸水（ cm） <input type="checkbox"/> その他				
	土地		長さ×高さ×幅 <input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没 <input type="checkbox"/> 流失 <input type="checkbox"/> その他						
	その他								
備考									
被災日	令和 年 月 日 時 分				調査員の氏名 印				
調査日	令和 年 月 日 時 分								

38. 被災証明書

【様式-2】

整理番号 号

被災証明書

令和 年 月 日			
明日香村長	様		
申請者			
住所			
氏名			
印			
被災世帯主 との関係			
被災証明書提出先			
被災日時			
令和 年 月 日	午前 午後 時 分ごろ		
被災場所			
明日香村			
被災世帯主住所	被災世帯主氏名		
被災 状 況	建物	<input type="checkbox"/> 全壊（流失・全焼） <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊（半焼） <input type="checkbox"/> 一部損壊	<input type="checkbox"/> 床上浸水（ cm） <input type="checkbox"/> 床下浸水（ cm） <input type="checkbox"/> その他
	土地	<input type="checkbox"/> 崩壊 <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 埋没	<input type="checkbox"/> 流出 <input type="checkbox"/> その他
	その他		

太枠欄の中に記入してください

上記のとおり、被災したことを証明します。

明証第 号

令和 年 月 日

明日香村長

印

39. 災害救助法関連資料

■被害の報告基準

被害の報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	主屋のほかに小さい付属建物(物置、便所、風呂場等)が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。
	全壊 (全焼) (全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、または土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	浸水がその住家の床上以上にいたらない程度のもの。
非住家の被害	「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。 ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	

被害項目		報告基準	
その他の被害	田畑の被害	流埋 失没	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋りょう	「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架橋された橋とする。 「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護を必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいはため池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設及び同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	電話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	電気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
罹災者	罹災世帯	「罹災世帯」とは、災害により住家が全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	罹災者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。	
火災発生	地震による被害の場合のみ報告する。		
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。	
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び下水道とする。	
	その他公共施設	「その他公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、たとえば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	

その他の被害金額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、たとえばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、たとえば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、たとえば家畜、畜産施設の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

■住家の被害認定基準

住家の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和 2 年 3 月末時点）

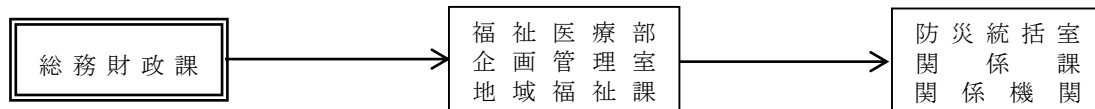
■被害状況等の報告系統

村事業担当課より県事業担当課への報告系統図

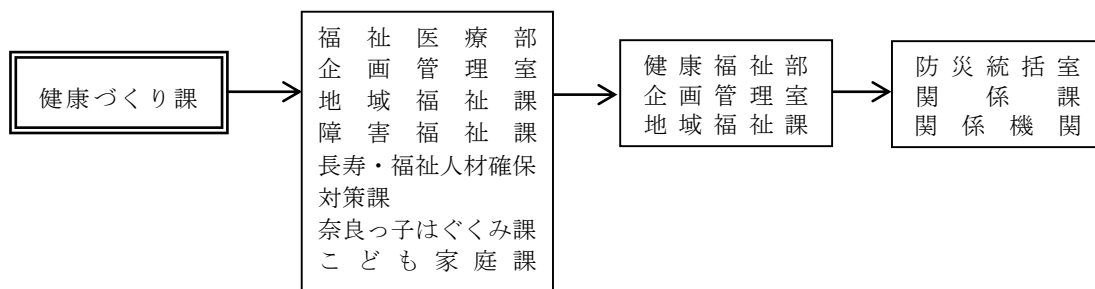
凡例



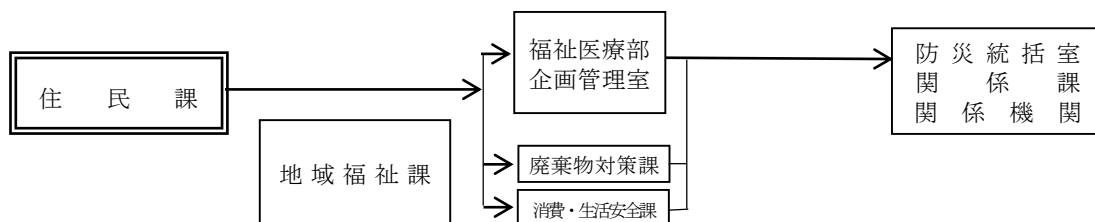
① 人・住家の被害状況報告



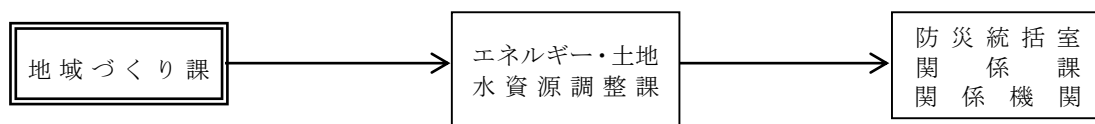
② 福祉関係施設の被害状況報告



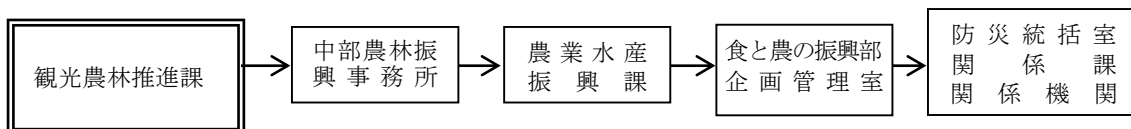
③ 医療・環境衛生施設、廃棄物処理施設の被害状況報告



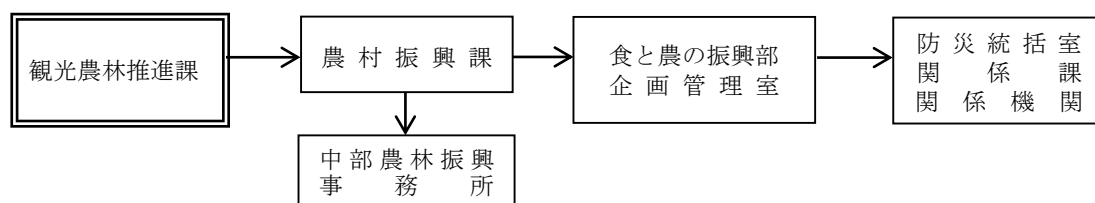
④ 水道施設の被害状況報告



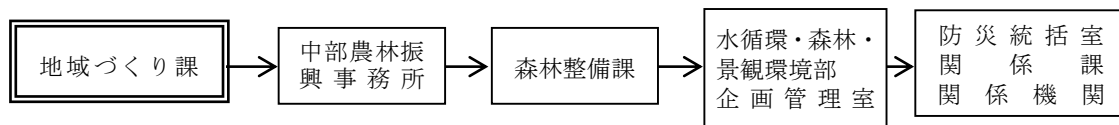
⑤ 農業生産用施設、農作物等の被害状況報告



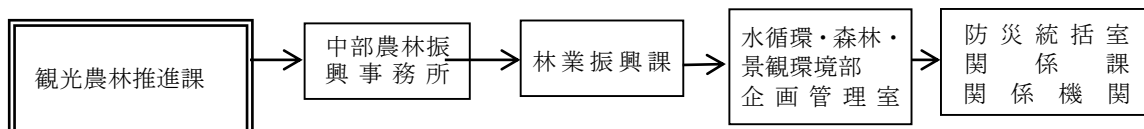
⑥ 農地、農業用施設の被害状況報告



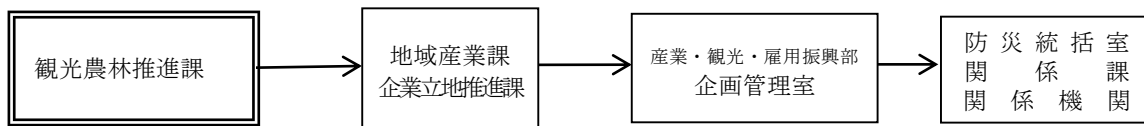
⑦ 林地、林道、治山施設の被害状況報告



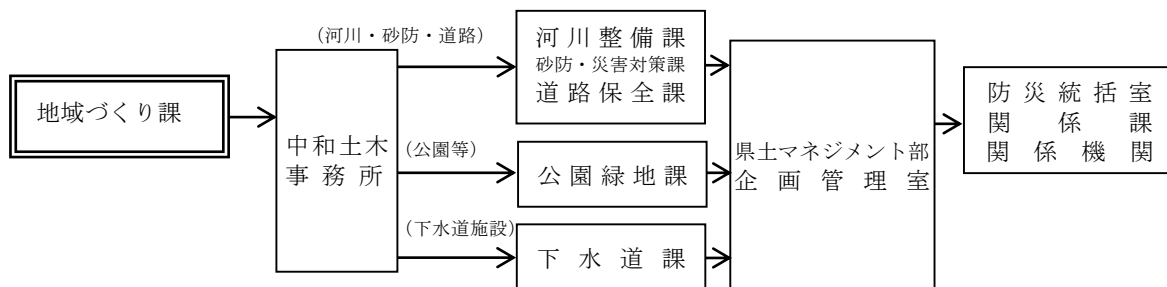
⑧ 林産物、林産施設、造林地、苗畑、作業道の被害状況報告



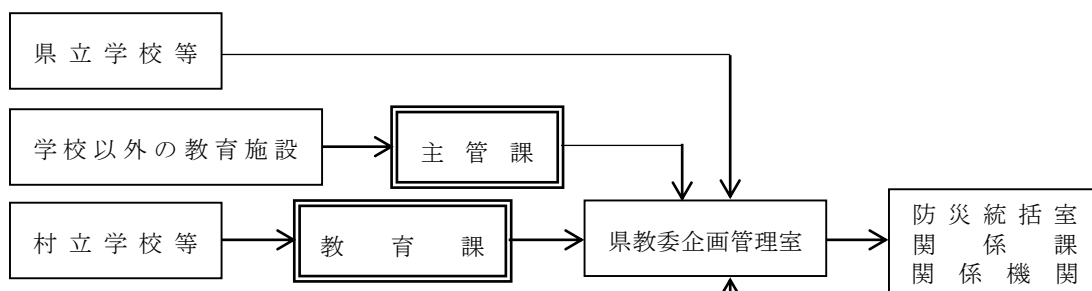
⑨ 商工関係の被害状況報告



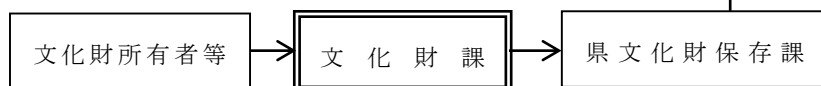
⑩ 公共土木施設の被害状況報告



⑪ 文教関係施設の被害状況報告



⑫ 文化財の被害状況報告



村の各事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに上記県事業担当課に報告する。

■■災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準

令和3年6月18日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置（法第4条第1項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 (基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置（法第4条第2項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額：地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供

39. 災害救助法関連資料

炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	一人一日当たり1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、もしくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額				
		2 下記金額の範囲内			2 現物給付に限ること				
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600		
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考	
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上	
災害者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上	
災害した住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内			災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災	-	

39. 災害救助法関連資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
			害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯	1 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、成業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 2 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の範囲内の額とする。 (1)生業費 一件当たり 30,000円 (2)就職支度費 一件当たり 15,000円	災害発生の日から一か月以内	生業に必要な資金の貸与には次の条件を付する。 (1)貸与期間 二年以内 (2)利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ア 小学校児童 4,500円 イ 中学校生徒 4,800円 ウ 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(1)洗浄、縫合、消毒等 1体当たり 3,500円以内 (2)一時保存 ア 既存建物を利用する場合 通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 1体当たり5,400円以内 (3)検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている	村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	—

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	る場合で自力では除去することのできない者			
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	—
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害対策法施行令第四条第一号から第四号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

■災害救助法様式

様式 1

被 害 状 況 調

被害の状況		明日香村		
人的被害	死	者		
	行	方不明		
	負傷	重	傷	
		軽	傷	
		小	計	
計				
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失		
		半壊又は半焼		
		一部破損		
		床上浸水		
		床下浸水		
	世帯数及び人員	全壊、全焼又は流失	世帯	
			人員	
		半壊又は半焼	世帯	
			人員	
		一部破損	世帯	
			人員	
	床上浸水	世帯		
人員				
床下浸水	世帯			
	人員			
災害発生日				

注1) 負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、月未満で治療できる見込みのものとするが、その区分が把握できない場合は、負傷欄の小計をもって報告すること

2) 「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお母屋に付着している風呂場、便所等は母屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には2棟とすること

3) 「一部損壊」とは、住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のものとする

4) 「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする

5) 住家の被害のうち「棟数」及び「一部破損」は「決定報告」を除き、指示した場合に限り報告すること

■様式2

災害救助費概算額調

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収容施設供与費 避難所設置費 応急仮設住宅設置費	延 人 戸			
(2) 炊き出しその他による食品給与費	延 人			
(3) 飲料水供給費	延 人			
(4) 被服寝具その他生活必需品給(貸) 与費	世帯			
(5) 医療及び助産費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 遺 体 の 捜 索 費	体			
(12) 遺 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 賃				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

■様式3

市町村別被災世帯状況調

(救助の種目名)

市町村	区分		被災世帯総数 A	被災世帯内訳							救助対象外世帯	基準対象数 (A×割合)	B/A
	市町村 民税課 税状況			救助対象世帯									
				被保護世帯	身障世帯	老人世帯	母子世帯	要保護世帯	その他の世帯	計 B			
明日香村	非課税												
	課税	均等割											
		所得割											
	計												%

注1) 市町村民税課税状況は、最近時におけるものを記入すること

2) 「応急仮設住宅」については全壊、全焼及び流世帯を、「住宅の応急修理」については、半焼及び半焼世帯を、障害物の除去については半壊及び床上浸水世帯を記入すること

3) 火災保険金等収入のあった世帯は () で再掲すること

■様式5

何年度災害救助基金報告書

都道府県

概況	災害救助基金現在高 (令和 年4月1日) A		円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額 B		円	
	差引過△不足額 $A - B = C$		円	
	当該年度要積立額 D		円	
	当該年度積立予定額 E		円	
災害救助基金運用 状況(災害救助基金 現在高内訳)	法第41条第1号の方法		円	
	同 第2号の方法		円	
	同 第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高(平成 年4月1日) F		円	
	災害救助基金最少額 G		円	
	差引過△不足額 ($F - G$) H		円	
	要積立額 I		円	
	積立額 J		円	
	支出額 K		円	
	応急仮設住宅 払下収入金	基金繰入額		円
		その他		円
	生業資金 返還額	基金繰入額		円
		その他		円

注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては、見込額とすること

■様式6

救助の種目別物資受払状況

市町村名 明日香村

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	市町村名		明日香村		備 考
					受	払	残		
避 難 所 用									
炊き出しその他 による食品給与用									
給水用機械器具燃 料浄水用薬品資材									
被服・寝具等									
医薬品衛生材料									
被災者救出用機械 器 具 燃 料									
燃料及び消耗品									

注1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること

2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること

3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと

4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること

■様式7

指定避難所等設置及び収容状況

市町村名 明日香村

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
		月 日 ～ 月 日	人	人				
計								

注1 「種別」欄は、既存建物、野外施設、天幕の別に記入すること

注2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること

注3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

■様式8

応急仮設住宅台帳

市町村名 明日香村

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数(人)	構造区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額(円)	備考
計	世帯							

- 注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること
 - 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること
 - 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する
 - 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと
 - 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと

■様式9

炊出し給与状況

市町村名 明日香村

炊出し場の名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
											円	
計												

注 「備考」欄は、給食内容を記入すること

■様式 10

飲料水の供給簿

市町村名 明日香村

供給 月日	対象 人員	給水用機械器具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費			燃 料 費		
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
	人				円				円	円	
計											

注1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

■様式11

物資の給与状況

市町村名 明日香村

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎とした 世帯構成 成人	給与 月日	物資給与の品名						実支 出額	備考
				布団		毛布					
		人			円		円				
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

- 注1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること

■様式 12

救護班活動状況

救護班

班長：医師 氏名

印

月 日	市(区) 町村名	患者数	措置の概要	遺体 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること

■様式 13

病院診療所医療実施状況

市町村名 明日香村

診療機関名	患者氏名	診療期間	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額	備 考
				入院	通院	入院	通院		
		月 日				点	点	円	
計	機関	人							

注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること

■様式 15

被災者救出状況記録簿

市町村名 明日香村

年月日	救出 人員	救出用機械器具							燃料費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費		修 繕 費						
			数量	所有者 (管理者) 氏 名	金額	修繕月日	修繕費	修繕の 概 要			
月 日											
計											

注1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること

注2 借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること

注3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること

■様式 16

住宅応急修理記録簿

市町村名 明日香村

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額(円)	摘要
		月 日	円	
計 世帯				

■様式 17

生業資金貸付台帳

市町村名 明日香村

貸付を受けた者		保証人			事業計画 概要	貸与 期間	貸与 金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
	計 世帯							

注1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 ヶ月間」を記入すること

注2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと

■様式 19

埋 葬 台 帳

市町村名 明日香村

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費 (円)				備 考
		氏名	年齢	死亡者 との 関 係	氏名	棺 (付属品 を含む)	埋 葬 又は 火葬料	骨 箱	計	

- 注1 埋葬を行った人が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること
 2 町長が棺、骨箱等を現物で支給したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること
 3 埋葬を行った人に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること

■様式 20

遺 体 処 理 台 帳

市町村名 明日香村

処 理 年月日	遺体の発 見の日時 及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一 時 保 存	検案料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者と の 関 係	品 名	数 量	金 額				
計		人									

■様式 21

障 害 物 除 去 の 状 況

市町村名 明日香村

住家被害程度 区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべ き状態の概要	備 考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	全壊(焼)	世帯			

■様式 22

輸 送 記 録 簿

市町村名 明日香村

輸送月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金額	修繕			燃料費	実支出額	備考		
			使用車輛等			故障車輛等		修繕 月日				修繕 費	故障の 概要
			種類	台数		名称	所有者 氏名						
計													

- 注1 「目的」欄は主なる目的（又は救助の種類名）を記入すること
- 注2 市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること
- 注3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること
- 注4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること
- 注5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること

■様式23

実費弁償

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数 (人)		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)				算定基準 による算 定額(円)	備考
	実人員	延人員			日当	旅費	時 間 外 勤務手当	計		
医 師 及 び 歯 科 医 師										
薬 剤 師										
保健師・助産 師・看護師										
土木技術者 建築技術者										
大工左官 及びとび職										
計										

注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

■様式24

実費弁償

(2) 令第10条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額 (円)	備考
業種	数	実人員 (人)	延人員 (人)				
土木建築業者							
地方鉄道業者							
軌道経営者							
自 動 車							
輸送事業者							
船舶運送業者							
港湾運送業者							
計							

注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること

 ■様式 26

実費弁償

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額(円)	積算基礎	備考
計			

注1)「種類」欄には、法第26条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること

2)「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること

3)「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること

■様式 27

法第34条の補償費の状況

区分	実支出額			備考
	員数	単価(円)	金額(円)	
1 人件費				
(1)旅費				
(2)役務費				
(3)時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1)消耗器材費				
(2)借上料				
3 救護諸費				
(1)薬剤費				
(2)衛生材料費				
(3)その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1)輸送費				
(2)修繕費				
(3)借上料				
(4)燃料費				
5 人夫費				
(1)医療				
(2)助産				
(3)遺体処理				
6 扶助金				
7 事務費				
(1)消耗品費				
(2)電話料				
(3)電報料				
計				

注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること

 ■ 公用令書

公用令書（従事・協力）

 従事 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。

処分権者 氏名

⑨

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

公 用 令 書 (物資の保管)

保管第 号				
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法 ^{第71条} _{第78条第1項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名 ㊟				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場 所	保管すべき期 間	備 考

公 用 令 書 (管理・使用・収用)

保管第 号							
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法 ^{第71条} _{第78条第1項} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。							
年 月 日							
処分権者 氏名 ㊟							
名称	数量	所在場 所	範囲	期間	引渡月 日	引渡場 所	備 考

公用変更令書

変更第 号	<h3>公用変更令書</h3>
	住所
	氏名
<p>災害対策基本法^{第71条}第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第号）</p> <p>にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条1項の規定によりこれを交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 氏名 ⑩</p>	
変 更 し た 処 分 の 内 容	

公用取消令書

取消第 号	<h3>公用取消令書</h3>
	住所
	氏名
<p>災害対策基本法^{第71条}第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第号）</p> <p>にかかると処分を次のとおり取消したので、同法施行令第34条1項の規定によりこれを交付する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">処分権者 氏名 ⑩</p>	

■災害防疫完了報告書

災害防疫業務完了報告書

1. 災害発生年月日
2. 災害の原因
3. 災害の概要
4. 県または市町村のとした措置の概要
 - (1) 災害防疫本部の活動（防疫実施の方針および主要作業日程を含む）
 - (2) 災害救助活動
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 給水作業（災害救助としての給水の他、防疫としての給水作業も一括すること）
 - (3) 災害防疫活動
 - (ア) 予防宣伝
 - (イ) 調査指導
 - (ウ) 検病調査
 - (エ) 患者処理
 - (オ) 飲料水の確保および井戸の消毒
 - (カ) 家具の消毒および消毒薬の使用方法
 - (キ) そ族昆虫駆除の実施方法
 - (ク) 指定避難所等の防疫指導
 - (ケ) し尿処理の指導
 - (コ) 泥土、堆積物の処理および清潔方法
 - (ク) その他特記すべき事項
5. 感染症の発生状況
6. 予防接種
7. 感染症指定医療機関の被害状況
8. 予算の概要

40. 激甚災害防疫経費所要額調

40. 激甚災害防疫経費所要額調

激甚災害防疫経費所要額調

(1) 県費負担所要額

市町村

(単位 円)

総事業費	収入額	差引額	選定額	県負担 基本額	県負担 所要額	備考

(2) 収入額内訳

食費，薬価収入	円
収入	円
収入	円
計	円

(3) 選定額内訳

種目・区分	選定額 AかB少い 額,一食費 薬価収入	算定基準算定額			支出額 (A)	出額内訳																		
		員数	単価	金額(B)																				
1予防委員諸費 委員手当 委員旅費 2清潔,消毒方法諸費 清潔方法						実人員 延日数 〃 支出科目別内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>節・細節</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> 実施戸数 支出科目別内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>節・細節</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	節・細節	金額	備考				計			節・細節	金額	備考				計		
節・細節	金額	備考																						
計																								
節・細節	金額	備考																						
計																								
消毒方法						実施戸数 支出科目別内訳 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>節・細節</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	節・細節	金額	備考				計											
節・細節	金額	備考																						
計																								
3予防救治諸費 備上費 旅費 物件費 診療委託費 4伝染病院隔離病舎諸費 備上費 患者諸費 医療費 検査費 消毒費 給食費 患者輸送費 入院費 管理費						職種別人員 備上日数収容患者延・実人員																		

40. 激甚災害防疫経費所要額調

建物修理費 5委託入院費 6臨時隔離病舎諸費 備上費 患者諸費 医療費 検査費 消毒費 給食費 患者輸送費 管理費					修理ヶ所別金額 収容実・延人員 収容実・延人員 職種別人員 備上日数 支出科目別内訳																												
					<table border="1"> <tr> <td></td> <td>節・細節</td> <td>金額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇〇費 備品購入費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> </tr> <tr> <td colspan="4">備品費内訳</td> </tr> <tr> <td>品名</td> <td>員数</td> <td>単価</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> </tr> </table>		節・細節	金額	備考		〇〇費 備品購入費			計				備品費内訳				品名	員数	単価	金額					計			
	節・細節	金額	備考																														
	〇〇費 備品購入費																																
計																																	
備品費内訳																																	
品名	員数	単価	金額																														
計																																	
7消毒所諸費 備上費 庁費					実人員 延人員 消毒費 戸 円 自動車維持費 建物修理費 円 延日数 実人員 実人員 延人員																												
8予防救治従事者の手当等諸費 特殊勤務手当 療治料・弔祭料 9交通遮断・隔離等諸費 交通遮断・隔離生活補給費 10伝染病貧民患者及び死者諸費 生活補給費 遺体消毒費 埋火葬費 11そ族昆虫駆除費 12家用水供給費 13法第19条の2手当金 14予防事務費 15設備整備費 計					実人員 延人員 実施件数 実施戸数 実施地域(村大字 字) 対象実人員 給水日数 支出科目別内訳 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>節・細節</td> <td>金額</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> </tr> </table> 設備名 台数 理由		節・細節	金額	備考	計																							
	節・細節	金額	備考																														
計																																	

41. 避難收容者名簿

避難所收容者名簿

避難所名					開設日時	月 日	
收容人員					閉鎖日時	月 日	
避難者氏名	年齢	性別	住 所	血液型	收容日時	退所日時	備 考
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
					月 日 時 分	月 日 時 分	
計	男女	名	計	名			

42. 避難計画関連位置図

(1) 指定避難所等一覧

表 指定避難所等一覧

区分	番号	名称	所在地	電話番号	収容人員(人)
指定避難所及び指定緊急避難場所	1	健康福祉センター	立部 745	54-5330	372
	2	明日香小学校	橘 86	54-4488	434
	3	聖徳中学校	野口 105	54-2069	374
	4	明日香幼稚園	橘 900	54-5001	150
	5	県立万葉文化館	飛鳥 10	54-1850	700
指定緊急避難場所	6	旧飛鳥小学校跡	飛鳥	—	
	7	旧高市小学校跡	島庄	—	
	8	近鉄飛鳥駅前広場	越	—	
	9	国営飛鳥歴史公園 高松塚周辺地区	平田	—	
	10	国営飛鳥歴史公園 石舞台地区	島庄	—	
	11	国営飛鳥歴史公園 甘檜丘地区	豊浦	—	
	12	明日香村近隣公園	檜前	—	
	13	国営飛鳥歴史公園 キトラ古墳周辺地区	阿部山	—	

※収容人員は施設床面積の1/5程度が活用可能とし1人当たり2㎡の床面積で計算。
(出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在)

表 指定避難所等の安全性

区分	番号	名称	浸水	急傾斜地	土石流
指定避難所及び指定緊急避難場所	1	健康福祉センター	○	○	○
	2	明日香小学校	○	○	○
	3	聖徳中学校	○	○	○
	4	明日香幼稚園	○	○	○
	5	県立万葉文化館	○	○	○
指定緊急避難場所	6	旧飛鳥小学校跡	○	○	○
	7	旧高市小学校跡	○	○	○
	8	近鉄飛鳥駅前広場	○	○	○
	9	国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区	○	○	○
	10	国営飛鳥歴史公園石舞台地区	○	○	(○)
	11	国営飛鳥歴史公園甘檜丘地区	○	○	○
	12	明日香村近隣公園	○	○	○
	13	国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区	○	○	○

※指定緊急避難場所に指定されている国営飛鳥歴史公園石舞台地区では、南側の一部が土石流危険区域となっている。

表 福祉避難所一覧

番号	名 称	所在地	電話番号
1	明日香養護学校	川原 410 番地	54-3380
2	特別養護老人ホーム あまがし苑	栗原 421 番地 2	54-5454
3	軽費老人ホーム 明日香楽園	越 88 番地	54-4187
4	特別養護老人ホーム あすかの里	越 280 番地	54-5577
5	障害者支援施設 明日香園	川原 263 番地 1	54-4148

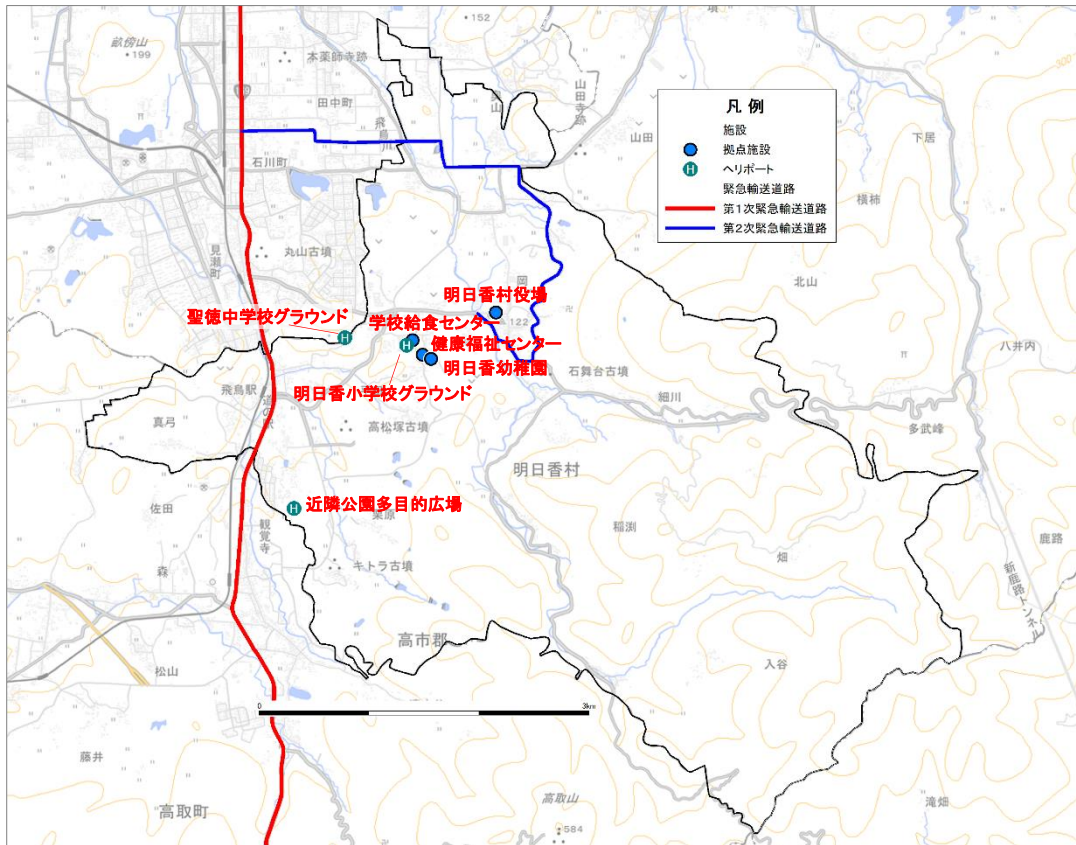


図 拠点施設位置図

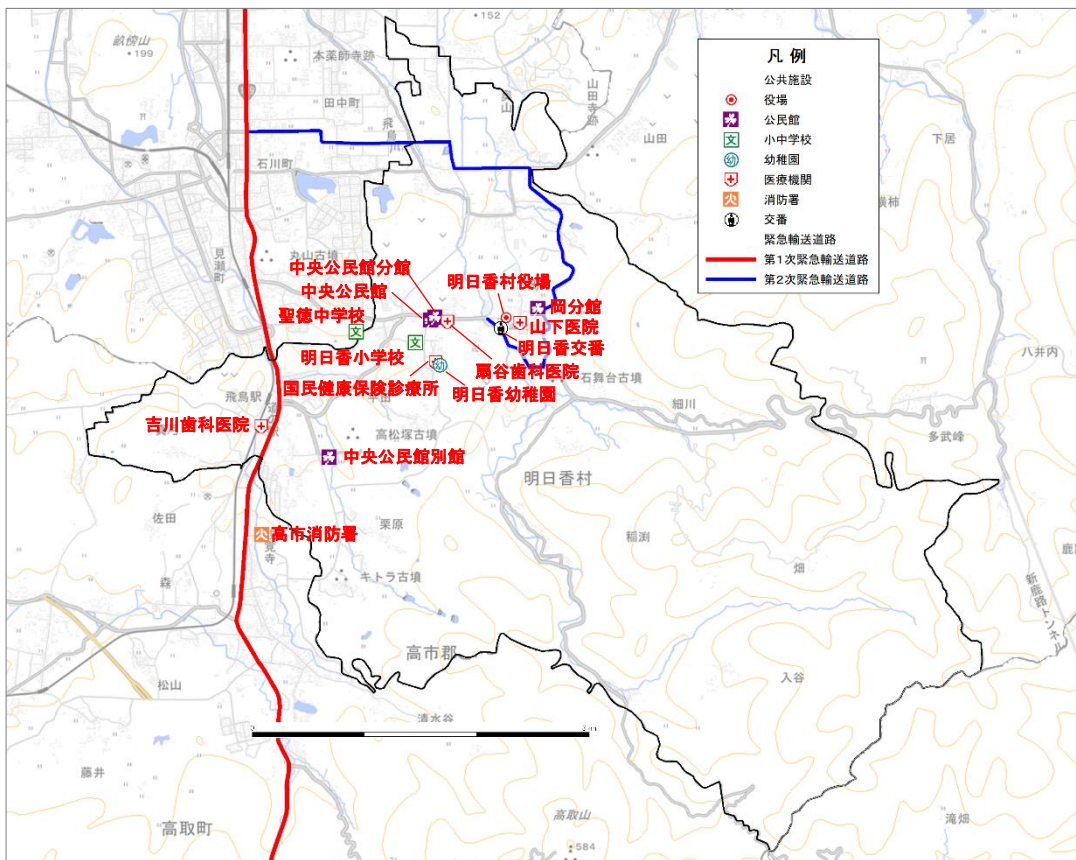


図 公共施設位置図

43. 防災関係機関連絡先一覧

(1) 奈良県

	名 称	所在地	電話・ファックス番号	
1	奈良県防災統括室	奈良市登大路町 30	TEL0742-27-8425 FAX0742-23-9244 夜間（保安員室） TEL0742-22-1001 FAX0742-23-9244 （保安員室へ連絡）	TEL TN-111-9011 FAX TN-111-9210
2	奈良県消防救急課	奈良市登大路町 30	TEL0742-27-8423 FAX0742-23-9244 夜間（保安員室） TEL0742-22-1001 FAX0742-23-9244 （保安員室へ連絡）	TEL TN-111-9029
3	奈良県中和土木事務所	橿原市常磐町 605-5	TEL0744-48-3070 FAX0744-48-3134	
4	奈良県中和保健所	橿原市常磐町 605-5	TEL0744-48-3030 FAX0744-48-3132	
5	中部農林振興事務所	橿原市常磐町 605-5	TEL0744-48-3080	
6	橿原警察署	橿原市 四 条 町 618-1	TEL0744-23-0110	
7	橿原警察署 明日香交番	明日香村大字 岡 69-1	TEL0744-54-2049	R4. 4～

(2) 指定地方行政機関

	名 称	所在地	電話・ファックス番号	
1	近畿農政局奈良地域センター	奈良市法蓮町 387	TEL0742-32-1870 FAX0742-36-2985	
2	奈良地方气象台	奈良市西紀寺町 12-1	TEL0742-22-2555 FAX0742-22-2542	TEL TN-570-12 FAX TN-570-21
3	近畿地方整備局	大阪市中央区大手前 1-5-44	TEL06-6942-1141 FAX06-6943-1629	

(3) 自衛隊

	名 称	所在地	電話・ファックス番号	
1	陸上自衛隊第 4 施設団	京都府宇治市広野町 風呂垣外 1-1	TEL0774-44-0001 内線 235, 236, 239	TEL TN-571-11 FAX TN-571-21

(4) 指定公共機関

	名 称	所在地	電話番号
1	日本郵便(株)明日香郵便局	明日香村大字岡 54-2	0744-54-4000
2	日本郵便(株)明日香平田郵便局	明日香村大字平田 138-3	0744-54-3900
3	日本郵便(株)飛鳥北簡易郵便局	明日香村大字飛鳥 637	0744-54-2013
4	西日本電信電話(株)奈良支店	奈良市三条大路 2-1-70	0742-36-8500
5	関西電力送配電(株)高田配電営業所	大和高田市東中 2 丁目 1-1	0800-777-3081
6	日本赤十字社奈良県支部	奈良市大安寺町 1 丁目 23-2	0742-61-5666
7	日本放送協会奈良放送局	奈良市三条大路 1 丁目 1-20	0742-30-0300
8	日本通運株式会社奈良支店	大和郡山市横田町 1092-1	0743-56-2371

(5) 指定地方公共機関

	名 称	所在地	電話番号
1	近畿日本鉄道(株)本社	大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1-55	06-6775-3355
2	奈良交通(株)本社	奈良市大宮町 1 丁目 1-25	0742-20-3116
3	大和ガス(株)本社	大和高田市旭南町 8-36	0745-22-6221
4	大和平野土地改良区	橿原市城殿町 459	0744-22-2052
5	公益社団法人奈良県トラック協会	大和郡山市額田部北町 981-6	0743-23-1200
6	一般社団法人奈良県医師会	橿原市内膳町 5 丁目 5-8	0744-22-8502
7	一般社団法人奈良県薬剤師会	橿原市久米町 926	0744-22-8413
8	(株)奈良新聞社	奈良市法華寺町 2-4	0742-32-1000
9	奈良テレビ放送(株)	奈良市法蓮佐保山 3 丁目 1-11	0742-24-2900

(6) 公共的団体・その他機関

	名 称	所在地	電話番号
1	明日香村社会福祉協議会	明日香村大字立部 745	0744-54-5330
2	奈良県中和建設業協会	桜井市三輪 106-1	0744-42-2524
3	明日香村商工会	明日香村大字島庄 5	0744-54-2068
4	明日香村総代会	明日香村大字岡 55	0744-54-2001
5	明日香村婦人会	明日香村大字岡 55	0744-54-2001
6	奈良県農業協同組合あすか支店	明日香村大字川原 151-1	0744-54-3211
7	(株)南都銀行明日香支店	明日香村大字岡 75-5	0744-54-3111
8	橿原地区医師会	橿原市畝傍町 9-1	0744-29-0888
9	橿原・高市地区歯科医師会	橿原市畝傍町 9-1	0744-22-9683
10	奈良県電気工事工業組合	奈良市三条桜町 29-3	0742-33-4340
11	橿原プロパンガス商工協同組合	橿原市飯高町 244-1	0744-24-3293

43. 防災関係機関連絡先一覧

(7) 消防機関

① 消防署

	名 称	所在地	電話・ファックス番号
1	奈良県広域消防組合 消防本部	橿原市慈明寺町 149-3	TEL0744-26-0119 FAX0744-22-5219
2	奈良県広域消防組合 高市消防署	高取町大字観覚寺 614	TEL0744-52-4499 FAX0744-52-4449

② 移動系消防防災無線一覧

表 移動系消防防災無線一覧

呼び出し符号	設 置 場 所
ぼうさいあすか	役場総務財政課（基地局）
ぼうさいあすか 1	第1分団 消防自動車
ぼうさいあすか 2	第2分団 消防自動車
ぼうさいあすか 3	第3分団 消防自動車
ぼうさいあすか 4	第2分団 消防自動車
ぼうさいあすか 5	第1分団 消防自動車
ぼうさいあすか 6	可搬式
ぼうさいあすか 7	地域づくり課（携帯式据付）
ぼうさいあすか 8	地域づくり課公用車
ぼうさいあすか10	総務財政課公用車
ぼうさいあすか11	第1分団 消防自動車 指揮広報車
ぼうさいあすか12	携帯式（ハンディー）
ぼうさいあすか13	地域づくり課公用車
ぼうさいあすか14	教育課公用車
ぼうさいあすか15	地域づくり課公用車
ぼうさいあすか16	第2分団 消防防災施設（可搬式）
ぼうさいあすか17	第3分団 消防防災施設（可搬式）
ぼうさいあすか18	第1分団 消防防災施設（可搬式）

（出典：総務財政課資料 令和4年1月1日現在）

(8) 医療関係機関

① 医療機関連絡先

表 医療機関連絡先

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
明日香村国民健康保険診療所	明日香村大字立部 745	0744-54-3005	内科、小児科、外科、整形外科
山下医院	明日香村大字岡 1143-3	0744-54-3079	内科、胃腸科、外科、肛門科、小児科
奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町 840	0744-22-3051	循環器内科、腎臓内科、呼吸器・アレルギー・血液内科、消化器・代謝内科、感染制御内科、脳神経内科、消化器外科・小児外科・乳腺外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、整形外科、歯科口腔外科、産婦人科、眼科、小児科、精神科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線・核医学科、放射線治療科、麻酔科、救急科、総合診療科、形成外科、病理診断科、リハビリテーション科、糖尿病・内分泌内科、腫瘍内科
大和橿原病院	橿原市石川町 81	0744-27-1071	内科、循環器内科、消化器内科、脳神経外科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科
平尾病院	橿原市兵部町 6-28	0744-24-4700	内科、外科、泌尿器科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科
平成記念病院	橿原市四条町 827	0744-29-3300	内科、脳神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、消化器外科・乳腺外科、皮膚科
扇谷歯科医院	明日香村大字川原 18	0744-54-2288	歯科・小児歯科
吉川歯科医院	明日香村大字越 23-1	0744-54-3755	歯科

② 医療救護所設置予定施設

表 医療救護所設置予定施設

名称	所在地	電話番号	役場との距離
明日香村国民健康保険診療所 (健康福祉センター)	明日香村大字立部 745	0744-54-3005	1,000m

(9) 明日香村役場

① 災害時優先電話設置状況

設置場所	電話番号
明日香村役場	0744-54-2059
	0744-54-2107
	0744-54-4733

② 地域衛星電話番号（地域衛星通信ネットワーク）

設置場所		電話・ファックス番号
明日香村役場	総務財政課（防災）	TEL TN-029-402-252 FAX TN-029-402-390

③ 衛星電話番号（NTT）

設置場所		電話番号
明日香村役場	総務財政課（防災）	090-7352-8557 090-7353-3398

(10) 災害協定締結市町村

市町村名	所在地	電話番号
神奈川県大和市	神奈川県大和市下鶴間一丁目1-1	046-263-1111
大阪府高槻市	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7111

44. 供給物資等の連絡先

(1) 米穀の配給要請先

表 米穀の配給要請先

配給要請先	所在地	電話番号
近畿農政局奈良地域センター	奈良市法蓮町387	0742-32-1870

(2) 炊き出し施設連絡先

表 炊き出し施設連絡先

名称	所在地	電話番号	調理能力
明日香村立学校給食センター	明日香村大字橘86	0744-54-2323	1,500食/1日

(3) 建築資機材調達先

表 建築資機材調達先

事業所名	所在地	電話番号
奈良県中和建設業協会	桜井市三輪 106-1	0744-42-2524
奈良県建設業協会	奈良市高天町 5-1	0742-22-3338

(4) 物資調達先

表 物資調達先

事業所名	所在地	電話番号
市民生活協同組合ならコープ	奈良市恋の窪一丁目 2-2	0742-34-8731

45. 各種協定

協定名称	相手方	内容等
災害時における応急 対策業務に関する協定 (H. 21. 6 締結)	村内建設業者	地震、大雨、暴風等による自然現象及び大規模な災害が発生、若しくはその発生が予想される場合において、甲が管理する公共土木施設の災害状況の調査、情報収集、応急復旧等を行うことについて、甲と乙が協力し、村民の安心・安全を確保するため、迅速かつ的確に対応することに関するもの
災害時における電気 設備の応急復旧の応 援に関する協定 (H23. 7. 21締結)	奈良県電気工事工 業組合	本村に災害が発生した場合、電気設備復旧に関して必要な資機材及び人員等の応援をするもの
災害時における物資 供給等に関する協定 (H24. 8. 21締結)	市民生活協同組合 ならコープ	本村に災害が発生または発生する恐れがある場合、応急食料及び生活用品の物資供給等の支援に関するもの
災害時等の応援に関 する申し合わせ (H24. 11. 2締結)	近畿地方整備局	本村に災害が発生または発生する恐れがある場合における次の応援に関する申し合わせ <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・提供 ・近畿地方整備局等職員の派遣、災害に係る専門家の派遣 ・車両、災害対策用機器等の貸し付け ・通行規制等の措置等の応援
災害時におけるLPガ スの優先供給に関す る協定 (H26. 7. 17締結)	橿原プロパンガス 商工協同組合	本村に災害が発生または発生する恐れがある場合、LPガス、容器、燃焼器具等の物資を優先して供給するもの
災害時相互応援協定 (H26. 7. 17締結)	神奈川県大和市	災害時における相互応援活動
奈良県水道災害総合 応援に関する協定 (H. 15. 6. 2締結)	奈良県 奈良県下全市町村 日本水道協会奈良 県支部 奈良県簡易水道協 会	地震、異常湧水、その他水道災害の緊急時における相互応援活動
災害緊急時における 水道水の相互融通に 関する基本協定 (H. 26. 10. 31締結)	橿原市	水道施設の災害緊急時における飲料水等の確保

日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定 (H. 9. 5. 26締結)	奈良県 県下20市町村 日本水道協会奈良県支部	地震、異常湧水、その他水道災害の緊急時における相互応援活動
包括連携協定 (H28. 5. 17締結) 災害時相互応援に関する覚書 (H28. 8. 1締結)	大阪府高槻市	災害時における相互応援活動等
災害における協力体制に関する協定 (R3. 9. 16締結)	明日香村社会福祉協議会 橿原青年会議所	本村に災害が発生した場合、状況に応じて明日香村または、明日香村社会福祉協議会の要請により、災害ボランティアセンターを設置及び運営時等に迅速かつ効果的に支援する

令和4年1月 総務財政課資料

46. 災害協定建設工事業者名簿

46. 災害協定建設工事業者名簿

受付番号	業 者 名
1	かねまつ建設(株)
2	(株)平山電気興業
3	中井工務店
4	(株)オクダ
5	藪内住設
6	寺尾組
7	西川建設(株)
8	(株)明西建設
9	藤本工務店
10	明日香電業
11	(株)せき
12	(株)羽衣フィールド
13	尾崎造園土木
14	(株)米川組
15	あすか緑化
16	松好建設(株)
17	(有)好誠
18	(株)ヨネカワ

令和4年2月 地域づくり課資料